

第2期

松本市農林業振興計画

豊かなみどりと大地が創る農林業の恵み

令和4年（2022年）4月

松本市



農林業の「シンカ」と 「めぐみ」の継承にチャレンジ

松本市は、平成25年（2013年）に策定した「松本市農林業振興計画」に基づく農林業振興施策を進めてきましたが、就業人口の減少や高齢化、担い手不足など、農林業は厳しい状況に直面しています。

一方で、これまで衰退の一途をたどってきた農林業が、環境に対する関心の高まりや、自然と向き合う仕事の素晴らしいという観点から、改めて価値あるものとして位置づけられようとしています。

私たちは、これを好機と捉え、◇基幹産業に価する持続的な発展、◇多面的機能の維持による農山村の振興、◇豊かな森林資源の継承と活用を基本目標に掲げ、第2期農林業振興計画を策定しました。

新たな振興計画では、農業と林業を「産業」という視点から捉え直し、持続可能で成長力のあるものに発展させる施策の展開を図っていきます。同時に「環境」「ゼロカーボン」「DX・デジタル化」の新たな視点を加え、農業と林業それぞれが持つ潜在力を「シンカ」させていきます。

農林業が私たちにもたらしてくれる、豊かな食や文化、自然環境などのかけがえのない「めぐみ」を次の世代に継承していくように、農林業従事者をはじめ、市民、関係団体の皆様と一緒に、チャレンジを続けていきます。

令和4年4月
松本市長　臥雲　義尚

目 次

第1章 計画策定に当たって

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の期間	1
3 計画の位置付け	2
4 松本市農林業振興条例における基本理念・基本方針	3
5 計画の推進に当たって	3

第2章 松本市農林業の現況

1 農林業の現況と課題	4
2 農林業振興に関するアンケート集計結果	11

第3章 松本市農林業振興の基本目標と施策

1 基本目標と基本施策	17
2 重点施策と個別施策	17
3 施策体系図	18

第4章 施策の展開

第1節 農業

1 多様な担い手の確保と組織・人材の育成	20
2 農畜産物の生産振興	24
3 農地利用の最適化と農地の保全	32
4 農業生産基盤の整備	40
5 農畜産物の販売力強化と地産地消・食育の推進	44
6 農村資源の活用	50

第2節 林業

1 森林の適切な整備と森林再生の推進	54
2 持続可能な森林資源の活用	62
3 担い手及び組織・人材の育成	68
4 鳥獣の生息管理	72

参考資料

1 用語解説	74
--------	----

(本文中の※印は、用語解説があります。)

第1章 計画策定に当たって

1 計画策定の趣旨

農林業を取り巻く環境は、担い手の不足や高齢化、農地・林地の荒廃など厳しい状況にあり、農林業従事者だけでなく、「食」に関わる多くの人々が将来に対して不安を感じている状況です。

こうした中、国は、「食料・農業・農村基本計画」（令和2年3月）の中で、自給率向上のための生産性向上と食料安全保障の確立の方針を示しました。また、令和3年5月には、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーション（技術革新）で実現するための「みどりの食料システム戦略」を策定し、2050年までに目指す姿を具体的に示しました。

長野県では、「長野県食と農業農村振興の県民条例」に基づき、「長野県食と農業農村振興計画」を策定しており、第3期（2018年度～2022年度）では、「次代へつなぐ、笑顔あふれる信州の食と農業・農村」を基本目標として、「次代へつなぐ信州農業」・「消費者とつながる信州の食」・「人と人がつながる信州の農村」の3つの柱と8つの視点に基づいた施策を展開し、食と農業・農村の振興を図っています。

松本市では、「松本市総合計画」を上位計画として、平成25年（2013年）に策定した「松本市農林業振興計画」に基づく農林業振興施策を進めてきましたが、担い手の不足や高齢化などの農林業が抱える諸問題は松本市の農林業にも大きな影響を与えてています。

一方、スマート農林業などのイノベーションや国際化の進展、更に、脱炭素社会や持続可能な開発目標（SDGs）など環境に対する関心の高まりなど、農林業は今、大きな転換期を迎えてます。

本計画は、こうした情勢の変化を踏まえて、農業と林業が抱える課題について、それぞれ別に新たな視点から整理し、「産業」としての農業及び林業の持続的な発展と、森林の保全・再生・活用を軸に新たな視点として「環境」を加え、林業の活性化を積極的に推進するため、今後10年間の「第2期松本市農林業振興計画」を策定するものです。

2 計画の期間

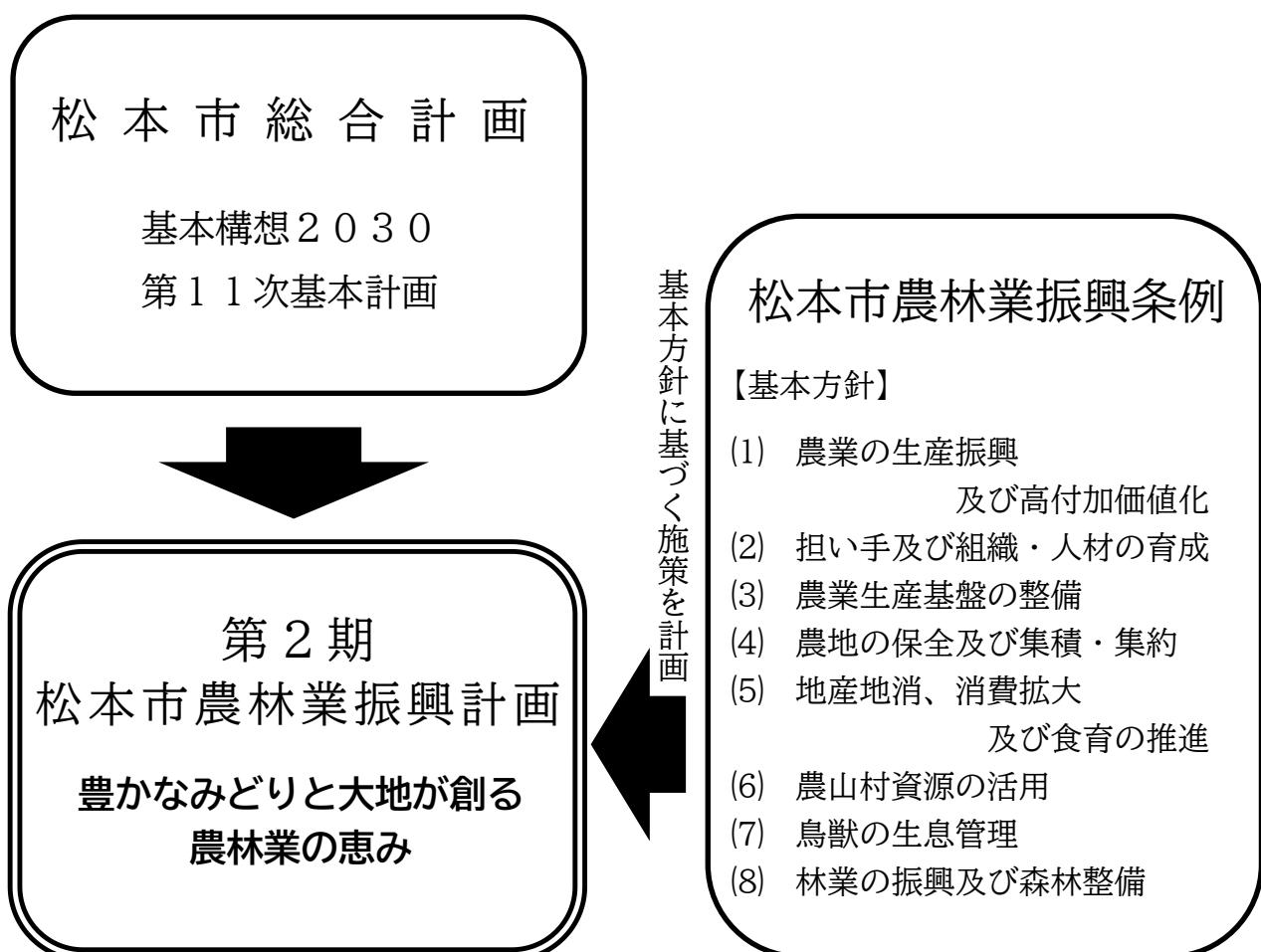
計画期間は、令和4年度（2022年度）から、令和13年度（2031年度）までの10年間とし、中間年度に当たる令和9年度（2027年度）に見直しを行います。

また、農林業をめぐる情勢の変化など、計画期間中であっても、必要に応じて所要の見直しを行うこととします。

3 計画の位置付け

本計画は、「松本市総合計画（基本構想2030・第11次基本計画）」を上位計画とし、第11次基本計画における7分野の基本施策のうち、農林業に関する「こども・若者・教育」、「環境・エネルギー」、「都市基盤・危機管理」、「経済・産業」の4分野の基本施策を具体的に推進する計画として位置付けます。

また、松本市農林業振興条例の基本方針に基づく振興施策を計画的に実施するために策定するものです。



4 松本市農林業振興条例における基本理念・基本方針

(1) 基本理念

ア 農林業は、本市の基幹産業として、農地、森林その他の農林業資源及び農林業の担い手が確保され、安全かつ安心な農林産物が供給されるよう、その持続的発展が図られなければならない。

イ 農地や森林は、多面的機能が發揮され、安定的に農林産物が供給されるよう、その長期的な保全及び自然環境と調和した利活用が図られなければならない。

ウ 農山村は、農林業者を含めた市民の生活の場であり、生産環境や生活環境の向上により、農林業の持続的な発展を目指した営みの基盤たる役割を果たせるよう、その維持・保全が図られなければならない。

(2) 基本方針

ア 農業の生産振興及び高付加価値化を図ること。

イ 担い手及び組織・人材の育成を図ること。

ウ 農業生産基盤の整備を図ること。

エ 農地の保全及び集積・集約を図ること。

オ 地産地消、消費拡大及び食育の推進を図ること。

カ 農山村資源の活用を図ること。

キ 鳥獣の生息管理を図ること。

ク 林業の振興及び森林整備を図ること。

5 計画の推進に当たって

(1) 松本市農林業振興計画は、松本市農林業振興条例における8つの基本方針に基づき基本施策、個別施策を定め、施策ごとの指標を設定して、目標管理、進行管理を適切に行います。

(2) 個別施策の実施状況については、毎年度その概要を農政概要などで公表します。

第2章 松本市農林業の現況

1 農林業の現況と課題

農業

ア 農家・農業経営体 数

総農家数は平成22(2010)年から令和2(2020)年までの10年間で、7,984戸から6,185戸に1,799戸、割合で22.5パーセントの減少となっています。特に販売農家は、10年間で1,496戸、割合で33.0パーセントの減少となっています。

農業経営体数も減少しており、平成22(2010)年から10年間で1,467戸、割合で31.7パーセントの減少となっています。

5年間の推移で比較すると、販売農家、自給的農家、農業経営体ともに、平成22(2010)年から平成27(2015)年までの5年間の減少率に比べ、平成27年(2015)年から令和2(2020)年までの5年間の減少率が高くなっています。農家数の減少が一層進んでいることがうかがえます。

一方、松本市が認定を推進している認定農業者は増加しており、平成22(2010)年から10年間で68経営体、割合で14.3パーセントの増加となっています。

図表1 松本市の農家世帯数の推移表

区分	H22(2010)年(A)	H27(2015)年	R2(2020)年(B)	単位：戸、経営体 比較(B-A)
総農家	7,984	7,156	6,185	1,799
販売農家	4,530	3,787	3,034	1,496
自給的農家	3,454	3,369	3,151	303
農業経営体	4,161	3,930	3,168	1,467
認定農業者	476	505	544	68

資料：農林業センサス

イ 基幹的農業従事者における年齢の傾向

平成22(2010)年と令和2(2020)年との基幹的農業従事者の年齢構成を比較すると、若い農業者が増えてはいるものの、60歳以上が全体の8割を占めている状況は変わりません。

また、そのうちの70歳以上が占める割合が大きく増えていることからも、農家の高齢化が進展している状況がうかがえ、次の段階として高齢農業者が農業をやめることによって農家数が大きく減少することが考えられます。

図表2 基幹的農業従事者の年齢構成

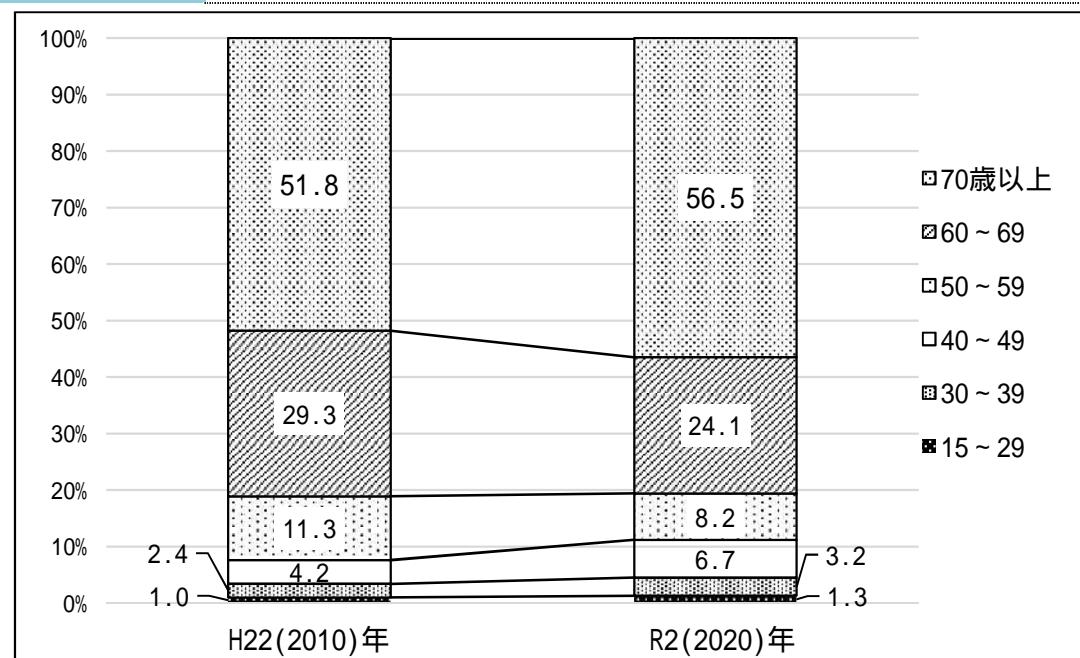
	合計	15～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70歳以上
H22(2010)年	5,467	57	132	228	618	1,600	2,832
R2(2020)年	4,246	56	136	283	347	1,025	2,399

資料：農林業センサス

図表3

基幹的農業従事者 の年齢構成比の推移

(単位：%)



資料：農林業センサス

ウ 農業産出額 の推移

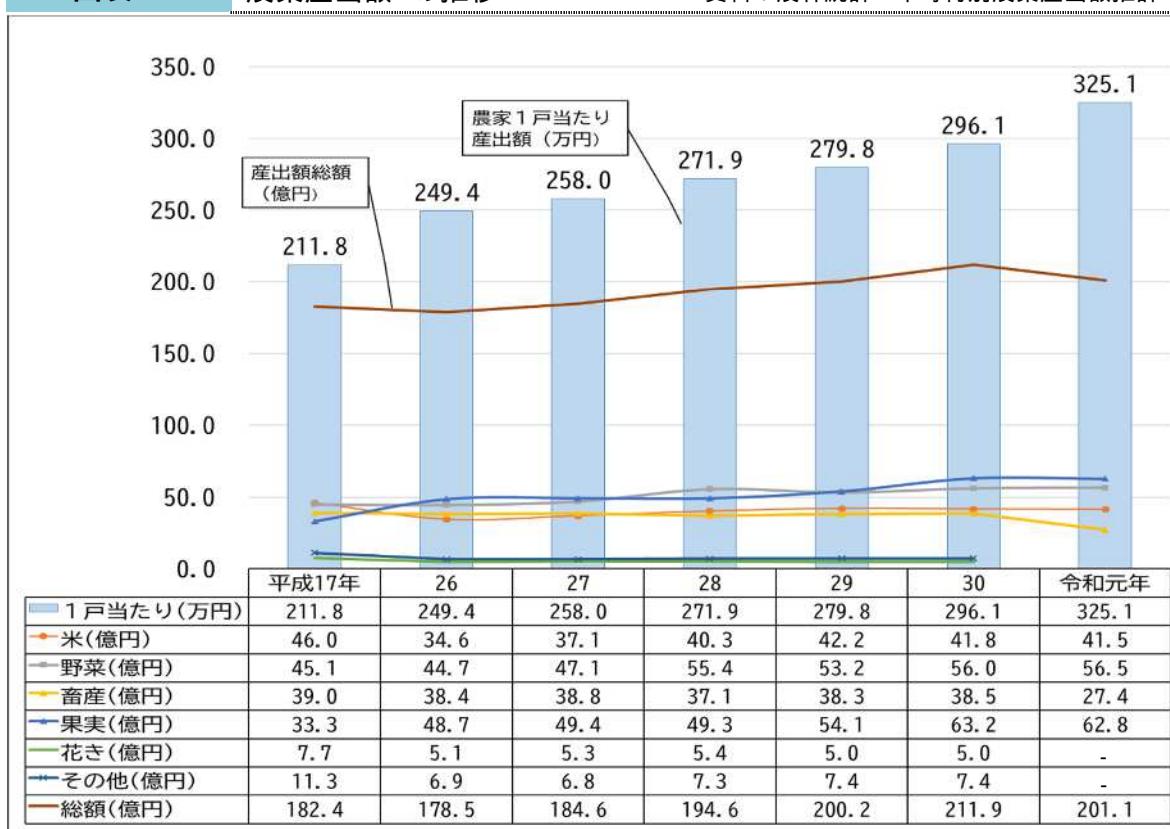
市町村別農業産出額 推計（農林水産省）によると、平成17（2005）年から平成27（2015）年の10年間で、松本市の農業産出額は約2億円増加しています。その後も増加傾向にあり、平成29年には産出額が200億円を超え、平成28年から令和元年まで、長野県内では4年連続で産出額1位となっています。

産出額の内訳は、米、野菜、畜産、果実がバランスよく産出されていて、「農畜産物の総合的な産地」として、安定した生産力を持った農業地域であると言えます。

図表4

農業産出額 の推移

資料：農林統計 市町村別農業産出額推計



工 農業経営体 の販売金額と出荷状況

農業経営体 の販売金額規模別の状況を平成22(2010)年と令和2(2020)年との数値で比較すると、農業経営体 数の減少に伴い、「500万円まで」の区分で農業経営体 数が大きく減少しています。

ただし、構成比の増減をみると、「50万円未満」の区分以外は増加しているほか、「3,000万円以上」の区分は、平成22(2010)年に比べて約1.5倍に増えています。農業経営体 全体数が減少していく中で、販売金額が小規模又は、販売しない農業経営体 の割合が減少している一方で、規模の大きい農業経営体 の割合が増加している状況がうかがえます。

農業経営体 (法人や販売農家 を含む。) の農産物の出荷状況について、平成27(2015)年と令和2(2020年)年との売上1位の出荷先で比較すると、農業経営体 数の減少に伴い、全体的に減少しているものの、構成比の増減では、「農協以外の集出荷団体」や「その他」などが増加しています。

また、農業の生産に関連した事業に取り組む農業経営体 数は、平成27(2015)年から令和2(2020年)年までの5年間で大きく減少しました。

図表5 販売金額規模別の農業経営体 の推移表

(単位: 経営体、%、ポイント)

区分	H22(2010)年(A)		R2(2020)年(B)		増減(B-A)	
		構成比 (%)		構成比 (%)		構成比増減 (ポイント)
農業経営体 数	4,161	-	3,168	-	993	-
50万円未満	1,739	41.8	1,053	33.2	686	8.6
50~500万円	1,940	46.6	1,517	47.9	423	1.3
500~3,000万円	438	10.5	531	11.5	73	1.0
3,000~1億円	36	0.9	56	1.8	20	0.9
1億円以上	8	0.2	11	0.3	3	0.1

資料:農林業センサス

図表6 農産物販売金額1位の出荷先別 農業経営体 数等の推移

(単位: 経営体、%、ポイント)

区分	H27(2015)年(A)		R2(2020)年(B)		増減(B-A)	
		構成比 (%)		構成比 (%)		構成比増減 (ポイント)
農産物の販売のあった農業経営体 数	3,704	-	2,948	-	756	-
農協	3,164	85.4	2,522	85.5	642	0.1
農協以外の集出荷団体	101	2.7	89	3.0	12	0.3
卸売市場	117	3.2	83	2.8	34	0.3
小売業者	59	1.6	40	1.4	19	0.2
食品製造業・外食産業	22	0.6	21	0.7	1	0.1
消費者に直接販売	210	5.7	157	5.3	53	0.3
その他	31	0.8	36	1.2	5	0.4

資料:農林業センサス

図表7 農業生産関連事業を行なっている農業経営体 等の推移

(単位：経営体、%)

区分	H27(2015)年(A)	R2(2020)年(B)	増減(B-A)	
				増減率 ^{注1} (%)
農業経営体 +	3,930	3,168	762	19.4
農業生産関連事業を行っていない経営体	3,103	2,907	196	6.3
農業生産関連事業を行っている実経営体	827	261	566	68.4
の複数回答計 (以下は、内訳)	926	320	-	-
農産物の加工	86	114	28	32.6
小売業	790	130	660	83.5
貸農園・体験農園等	6	8	2	33.3
観光農園	18	16	2	11.1
農家民宿	1	4	3	300.0
農家レストラン	5	3	2	40.0
海外への輸出	11	0	11	皆減
再生可能エネルギー 発電	-	14	14	皆増
その他	9	31	22	244.4

注1 増減率 = ((B/A) - 1) × 100

資料：農林業センサス

オ 農地活用の傾向

平成22(2010)年と令和2(2020)年の農業経営体における農地の利用状況を比較すると、長野県の多くの市町村で農業経営体の経営耕地面積が減少し、長野県全体で約14.6パーセント減少していますが、松本市の農業経営体の経営耕地面積は増加しています。また、借入耕地面積は長野県全体で約10.5パーセント増加している中、松本市は約35.7パーセント増加しています。

経営耕地面積規模別経営体数では、構成比で、「1.0ha未満」の農業経営体数が減少していますが、「1.0ha以上」の区分は増加しています。特に、「20.0ha～50.0ha」の区分は、平成22(2010)年比で約1.6倍、「50.0ha以上」の区分は、6倍となっています。

図表8 農業経営体 経営耕地 の状況

単位：経営体、ha

	H22(2010)年(A)	R2(2020)年(B)	比較(B-A)
経営耕地のある経営体	4,576	3,113	1,463
経営耕地面積 (参考)長野県	5,909	5,941	32
経営耕地のある経営体	63,607	42,039	21,568
経営耕地面積	74,150	63,345	10,805

資料：農林業センサス

単位：経営体、ha

	H22(2010)年(A)	R2(2020)年(B)	比較(B-A)
借入耕地のある 経営体	1,579	1,060	519
借入耕地面積 (参考)長野県	2,106	2,857	751
借入耕地のある 経営体	22,255	14,582	7,673
借入耕地面積	24,743	27,343	2,600

資料：農林業センサス

図表8 農業経営体 経営耕地 面積規模別経営体数 (単位:経営体)

区分	H22(2010)年(A)	R2(2020)年(B)		増減(B-A)	
		構成比 (%)	構成比 (%)	構成比増減 (ポイント)	
農業経営体数	4,161	-	3,168	-	993
1.0ha未満	2,823	67.8%	1,945	61.4%	878
1.0～5.0ha	1,233	29.6%	1,071	33.8%	162
5.0～20.0ha	81	1.9%	104	3.3%	23
20.0ha～50.0ha	22	0.5%	36	1.1%	14
50.0ha以上	2	0.1%	12	0.4%	10

資料：農林業センサス

力 令和2（2020）年市民意識調査からの傾向

松本市総合計画策定に当たり実施した「市民意識調査」によると、「産業分野でさらに力を入れるべき取組み」の中で、「雇用対策の推進」と並んで、「松本産農産物のブランド化や特產品の開発」が最も多くなっています。

図表9 産業分野でさらに力を入れるべき取組みに対する市民意識（複数回答）

	度数(人)	割合
雇用対策の推進	452	44.4%
松本産農産物のブランド化や特產品の開発	452	44.4%
中心市街地の活性化	410	40.2%
観光誘客の促進	353	34.6%
伝統技能の継承に向けた人材育成・組織づくり	326	32.0%
農林業の振興	258	25.3%
新しい産業の創出支援	240	23.6%
山岳観光の推進	195	19.1%
商業の振興	142	13.9%
工業の振興	85	8.3%
その他	17	1.7%
回答者数	1,019	

キ 課題

全国の多くの地域同様、松本市においても、農家数の減少や担い手の高齢化が進んでいますが、認定農業者 の育成・強化、農地の集積化や集約化の促進により、農業経営体 における経営耕地の増加や経営規模拡大が図られ、農業産出額 が年々増加してきていることは、松本市が取り組んできた農業施策の成果であると考えられます。

しかしながら、農家数の減少や後継者不足、高齢化による担い手の減少は今後も進むことが予想されることから、引き続き、新規就農者を中心とした多様な人材の確保や経営継承の促進などを行い、今後の中核的な農業経営者を育成していく必要があります。

更に、農地の集積化や集約化、スマート農業 の導入促進などにより、一層の農業の効率化・省力化及び生産性の向上を図っていくことに加え、豊かな農村資源を活用することにより、農業の発展の基盤的役割を果たす農村地域の活性化を図る必要があります。

また、「市民意向調査」で、「松本産農産物のブランド化や特產品の開発」に力を入れてほしいという市民のニーズがある一方で、農業生産関連事業を行っている農業経営体 数は大きく減少しています。ブランド化などによる農産物の付加価値向上は、農家の生産意欲や農家所得の向上につながるだけでなく、松本市の農業全体のイメージアップにつながることから、6次産業化支援や特產品の開発などの施策について、産業の垣根を越え、農商工連携した取組みを推進していく必要があります。

林業

ア 森林・林業の状況

松本市は豊かな自然を活用し、脱炭素社会の実現を目指す「2050ゼロカーボンシティ」を表明しました。脱炭素社会を実現するため、持続する健康な森林・林業の構築に取り組んでいます。

森林は、水源のかん養 、生物多様性の保全や山地災害の防止、地球温暖化の防止など、私たちの生活にうるおいと安らぎを与える重要な役割を担い、いわば「緑のダム」であるとともに、「緑の社会資本」と言えます。

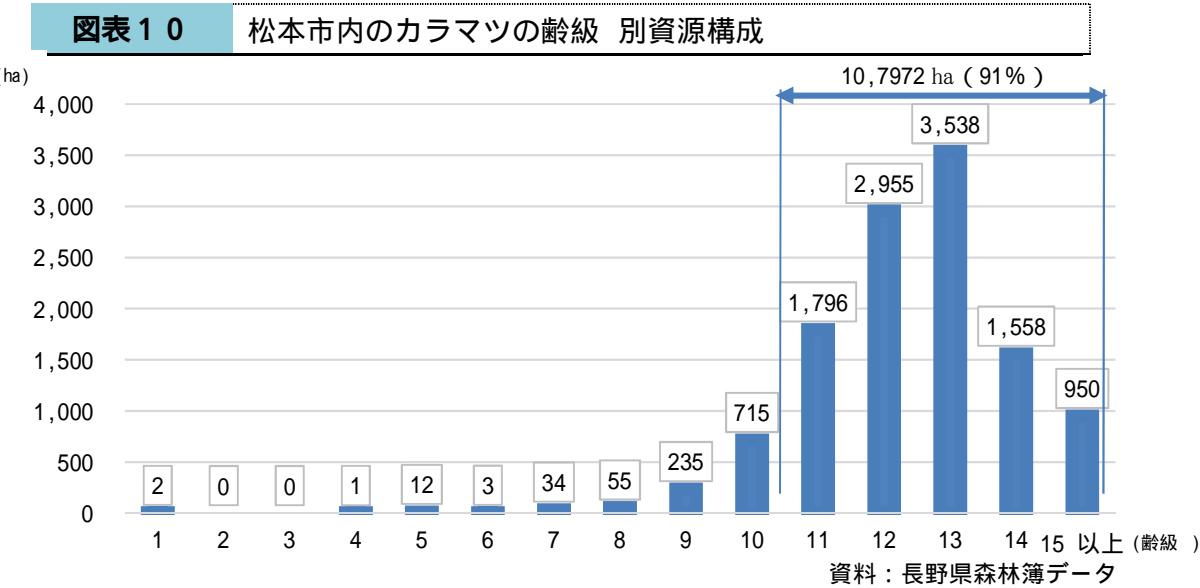
森林整備は面的なまとまりをもって、森林経営計画を作成し、計画的に行う必要がありますが、森林所有者や森林境界が不明で、整備が進まない森林もあり、平成28年（2016年）森林法の一部改正により市町村が林地台帳を整備作成することになりました。更に、「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年3月）」が制定され、市町村が行う森林整備及びその促進に関する費用に充てることができるようになり、市町村の役割と責務が高まっています。

イ 森林・林業の姿

松本市の森林面積は約7万8千ヘクタールで、森林率は約80パーセントとなっています。そのうち、民有林面積は約3万8千ヘクタールで、そのうちの約35パーセントがカラマツ林、約16パーセントをアカマツ林が占め、松本市の主要樹種となっています。

特にカラマツは、戦後、積極的に植林され、これまで切捨て間伐 を主体に保育施業が行われ、現在では約9割が11齡級（51年）以上となり伐採を利用する時期を

迎えています(図表10)。



ウ 林業経営体等の傾向

農林業センサスによると、保有山林面積が3ヘクタール以上等の林業経営体は、全国で8万7千あります。そのうちの約9割が家族林業経営で、小規模・零細な資産保持的林業の傾向が見られます。

長野県の調査によると、長野県の林業事業体 数及び林業就業者数は、令和元年度の163事業体に対し、令和2年度は161事業体、就業者数は令和元年度の1,446人に対し、令和2年度は1,449人といずれも横ばい状態が続いています。

就業者のうち、木材を伐出する素材生産作業の従事者も、ほぼ横ばいであり、そのうちの約8割を「会社(林業会社)」と「森林組合」が占めています。

一方、植栽・下刈・除伐・保育間伐等の保育作業従事者は、減少傾向が続いています。

エ 課題

- (ア) 次の世代が安定して地域材を利用するためには、林齢構成の平準化が必要であり、「伐って植える」という適正な森林の循環(資源の循環利用)の確立が課題です。
- (イ) カラマツ林に次ぐ面積約6,100ヘクタールのアカマツ林に大きな影響を及ぼしている松くい虫被害拡大を遅らせるとともに、材の利用と森林再生にシフトしていくことが課題です。
- (ウ) 地域林業の振興につなげるため、材としての利用が可能な時期を迎えたカラマツ等の樹木を、有用な地域資源と捉え、更なる木材利用の創出が必要とされています。
- (エ) 第11次基本計画において、重点戦略の一つに「ゼロカーボン」が位置付けられ、あらゆる分野においてゼロカーボン実現に向けた取組みを強化することとしています。その中で、化石燃料の使用を減らす手法の一つとして、木質バイオマスの活用を促進することが期待されています。
- (オ) 森林の持つ多面的かつ公益的な機能を持続するためには、現場を支える林業従事者の確保、また森林・林業の専門的な知識を有する職員を配置し、計画的な森

林整備及び木材生産の施策の推進を図ることが必要です。

- (カ) 鳥獣による農林業被害のほか、山林に近接する集落等では、クマの出没が多発しており、安心して外出できないなど市民生活に影響を及ぼしています。松本市では、松本市鳥獣被害防止計画を策定し、鳥獣被害の削減に向けた総合的な対策を市民とともに講じていますが、猟友会等では会員の高齢化が進み、若手の人材確保が課題となっています。

2 農林業振興に関するアンケート集計結果

アンケートの概要

令和3（2021）年度に市民2,000人を対象に「農林業振興に関するアンケート」を実施しました。実施状況は、以下のとおりです。

なお、市民2,000人は、令和3（2021）年9月1日現在で松本市に在住の20歳以上の男女1,000人ずつを無作為抽出したものです。

ア 回収状況

(ア) 総数

区分	配布数	回収数	回収率(%)
総数	2,000	818	40.9

(イ) 居住地別の回答数

区分	回答数(件)	構成比(%)
第1地区	4	0.5%
第2地区	8	1.0%
第3地区	19	2.3%
東部地区	10	1.2%
中央地区	10	1.2%
城北地区	24	2.9%
安原地区	17	2.1%
城東地区	13	1.6%
白板地区	16	2.0%
田川地区	15	1.8%
庄内地区	48	5.9%
鎌田地区	56	6.8%
松南地区	22	2.7%
島内地区	51	6.2%
中山地区	11	1.3%
島立地区	24	2.9%
新村地区	10	1.2%
和田地区	14	1.7%
神林地区	18	2.2%

区分	回答数(件)	構成比(%)
笹賀地区	45	5.5%
芳川地区	58	7.1%
寿地区	47	5.7%
松原地区	11	1.3%
寿台地区	11	1.3%
岡田地区	25	3.1%
入山辺地区	6	0.7%
里山辺地区	35	4.3%
今井地区	13	1.6%
内田地区	6	0.7%
本郷地区	48	5.9%
安曇地区	6	0.7%
奈川地区	4	0.5%
梓川地区	36	4.4%
四賀地区	16	2.0%
波田地区	43	5.3%
わからない	15	1.8%
無回答	3	0.4%
合計	818	

(ウ) 年齢別の回答数

区分	回答数(件)	構成比(%)
20歳代	54	6.6%
30歳代	105	12.8%
40歳代	130	15.9%
50歳代	142	17.4%
60歳代	144	17.6%
70歳代	150	18.3%
80歳代	93	11.4%
合計	818	

(イ) 職業別の回答数

区分	回答数(件)	構成比(%)
農業	34	4.2%
自営業	60	7.3%
会社員	232	28.4%
団体職員	19	2.3%
公務員	56	6.8%
アルバイト	17	2.1%
パート	103	12.6%
専業主婦	99	12.1%
学生	16	2.0%
無職	152	18.6%
その他	28	3.4%
無回答	2	0.2%
合計	818	

主な設問

設問	目的
・「農産物の主な購入先はどこですか」 (複数回答可) ・「主な購入先として利用する理由は何ですか」(複数回答可)	農産物の主な購入先や購入先として重視している状況を把握するもの (図表11、12)
・「松本市産の農産物として思い浮かべるもの、推奨したいものは何ですか」 (複数回答可)	松本市産農産物の知名度の状況を把握するもの (図表13)
・「農業全般に期待することは何ですか」 (複数回答可)	農業に対するイメージや求めているものを把握するもの(図表14)
・「松本市の農林業振興施策に期待する(力を入れてほしい)ことは何ですか」(複数回答可)	「生産振興と高付加価値化」、「担い手及び組織・人材の育成」などの8つの施策ごとに、重要と思われる項目(第1期における基本施策、個別施策を中心とした項目)を把握するもの(図表15)

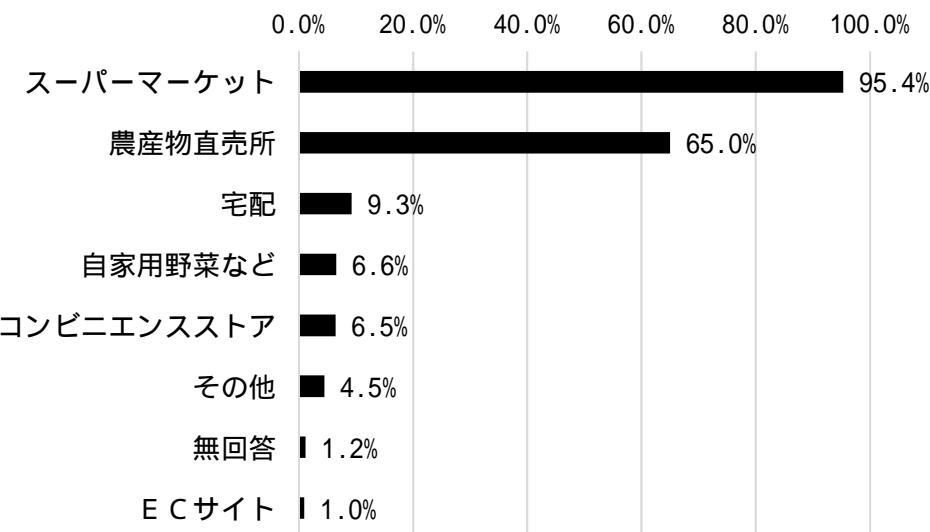
ア 農産物の主な購入について

農産物の主な購入先として、身近にある「スーパー・マーケット」と回答した市民が最も多くなっていますが、「農産物直売所」と回答した市民も6割以上いることが分かりました。

これは、農産物を購入する際に、「距離」や「価格」だけでなく、「品質」や「産地や生産者がわかる」など、「新鮮さ」や「安全・安心」を重視する市民が多くいるほか、松本市には様々な直売所があることから、市民が手軽に、新鮮な農産物や地元産の農産物を購入することができていることもうかがえます。

図表11 農産物の購入先の状況

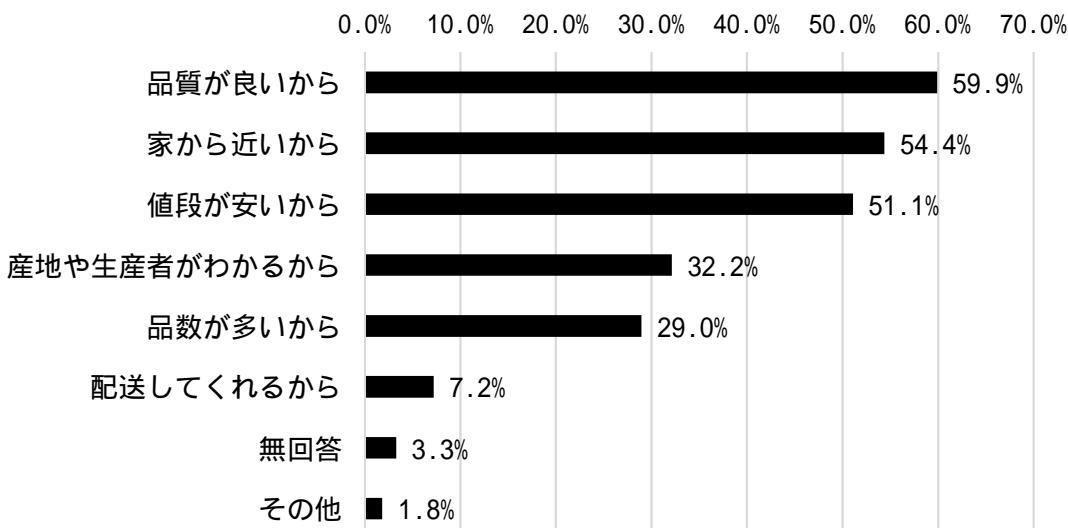
設問「農産物の主な購入先はどこですか」(複数回答可)で得られた回答数(総数1,594件)を、回答者総数(818件)を分母とした割合で示したもの



その他の主な内容：実家や知人などから頂くなど

図表12 主な購入先として選んだ理由

設問「農産物の主な購入先として選んだ理由は何ですか」(複数回答可)で得られた回答数(総数1,954件)を、回答者総数(818件)を分母とした割合で示したもの



その他の主な内容：他の品物も買えるからなど

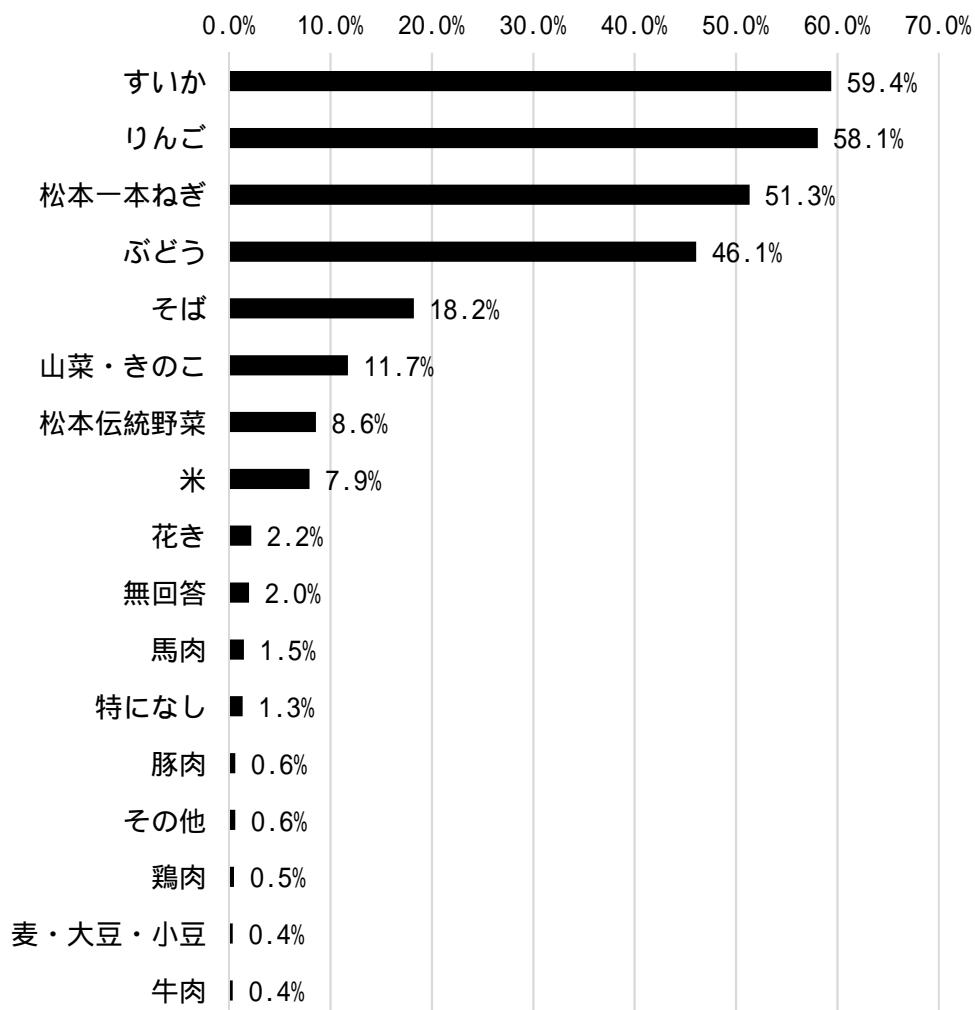
イ 松本産農畜産物の知名度について

「りんご」、「すいか」、「ぶどう」といった産出額でも全国上位にある農産物を思い浮かべる市民が多いことがわかります。

「松本一本ねぎ」は、生産量は他の農産物に比べて少ないものの、特徴的な栽培方法などにより松本伝統野菜を代表する農産物としてメディアにも取り上げられることから、広く市民に知られていることが分かります。

図表13 松本産農畜産物の知名度の状況

設問「松本産の農産物として思い浮かべるもの、推奨したいものは何ですか」(複数回答可)で得られた回答数(総数2,215件)を、回答者総数(818件)を分母とした割合で示したもの



その他の主な内容：味噌、醤油、レタスなど

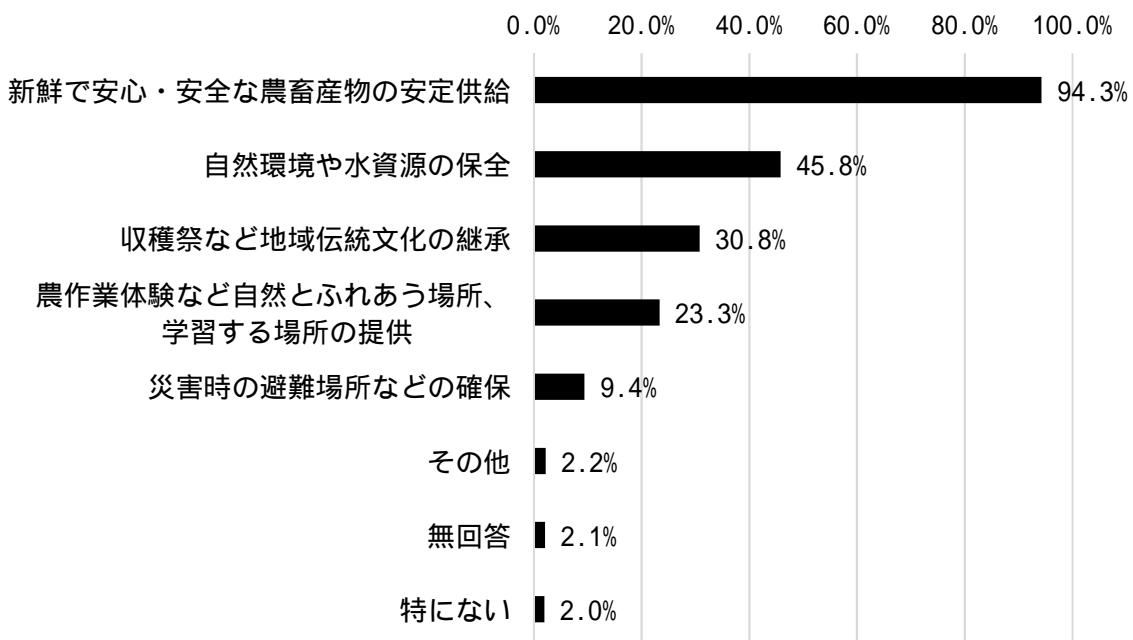
ウ 農業全般に期待するものについて

「新鮮で安心・安全な農畜産物の安定供給」が94.3パーセントと最も高く、生活の根幹である「食」を支える役割を期待する市民が多いことが分かります。

また、「自然環境や水資源の確保」といった多面的機能の発揮や、コミュニティ活動の場としての役割も期待している市民がいることがうかがえます。

図表14 農業全般に期待するもの

設問「農業全般に期待するものは何ですか」(複数回答可)で得られた回答数(総数1,717件)を、回答者総数(818件)を分母とした割合で示したもの



エ 農林業振興の施策に対する市民意識

(ア) 農業

農業では、生産力の向上や担い手の育成を重要とする回答が多く、遊休農地の再生や防止対策への期待も高いことが分かります。また、担い手の育成の分野では、多様な人材や農業後継者の確保や新規就農者への支援など、次世代の農業を担っていく人材に対する施策の期待が高いことがうかがえます。

このほか、地産地消の推進、農業の6次産業化やブランド化などのマーケティング施策や、環境に配慮した農業、スマート農業の推進など近年注目されている施策に対しても期待が高いことがうかがえます。

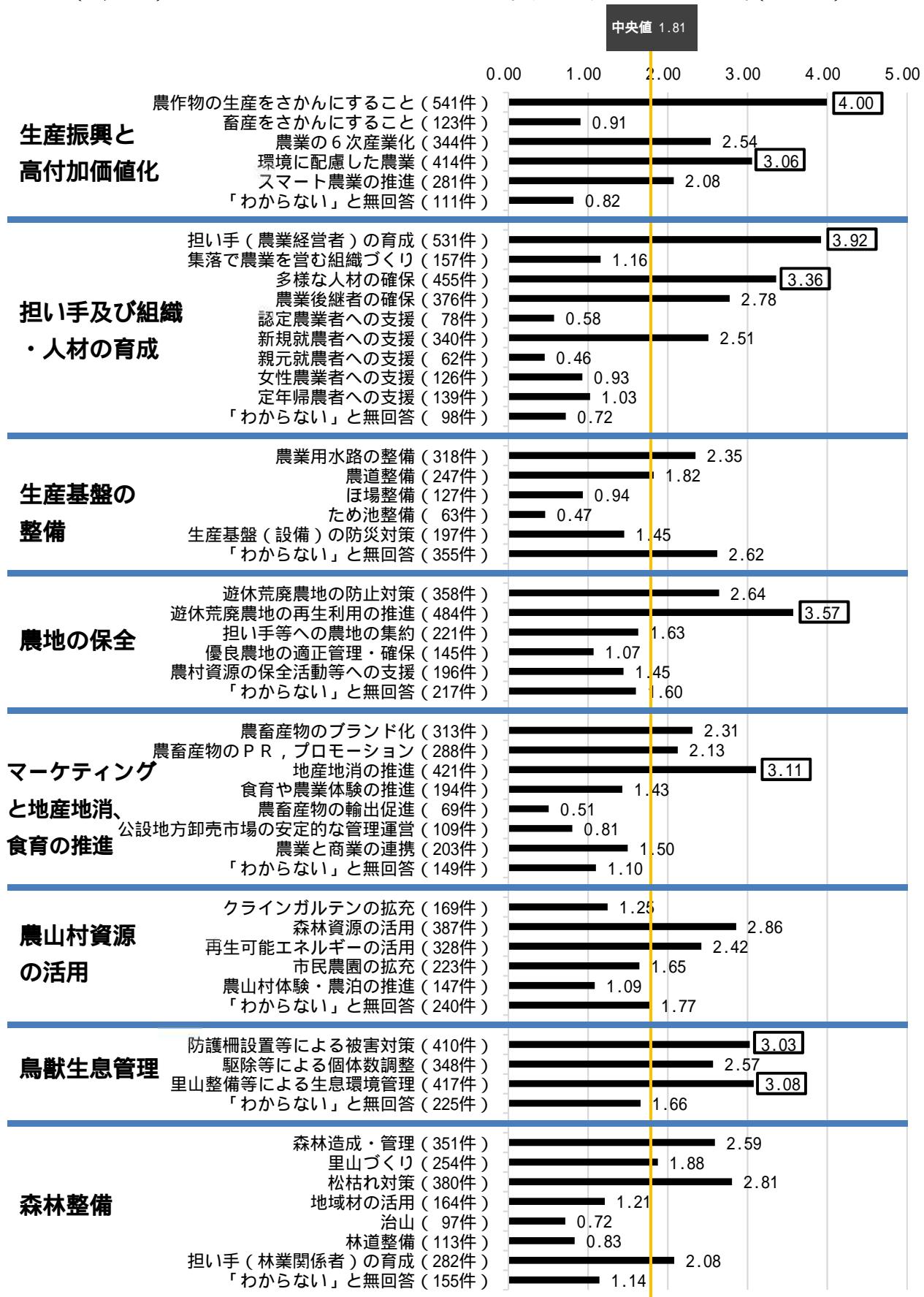
(イ) 林業

林業では、鳥獣生息管理に対する施策を重要とする回答が多くあり、鳥獣被害を感じている市民が多くいることが推測されます。

また、森林造成・管理、松枯れ対策、森林資源の活用など森林の保全・再生・活用を重要とする回答も多く、再生可能エネルギーの活用と合わせて、自然環境を意識した施策への期待が高いことがうかがえます。

図表15 農林業振興施策として重要と思われる項目についての市民意識

設問「農林業振興施策に期待する（力を入れてほしい）ことは何ですか」（複数回答可）で得られた回答（15,178件）を項目ごとに算出した平均値をグラフ化したもの。中央値は、全体の平均値のこと。（単位：%）



第3章 松本市農林業振興の基本目標と施策

1 基本目標と基本施策

農林業従事者数の減少や担い手の高齢化が進み、後継者や担い手の確保・育成、農林業従事者の所得向上が大きな課題となっている中、中山間地域を中心に人口が減少し、農山村のコミュニティ機能の維持が困難になるなど、農林業を取り巻く環境は厳しい状況にあります。

また、近年は豪雨による自然災害が多発しており、農山村が持つ多面的機能の維持・発揮や森林環境の保全・再生・活用など、環境面においても農林業が注目されつつあります。

このような中、農林業が私たちの「生命」、「暮らし」を支える原点であることを踏まえ、松本市の基幹産業として農林業を発展させ、次世代に引き継ぐためには、農業と林業が抱える課題について、それぞれ別に新たな視点から捉えた振興施策を展開していくことが必要です。

第2期松本市農林業振興計画では、松本市農林業振興条例の基本理念や基本方針を踏まえ、令和13（2031）年度の目標年度に向けて目指す姿を基本目標とし、その実現に向け、農業における6つの基本施策と林業における4つの基本施策を設定します。

【基本目標（目指す姿）】

- 1 基幹産業としての持続的発展
- 2 多面的機能の維持・発展による農山村の振興
- 3 豊かな森林資源の継承と活用

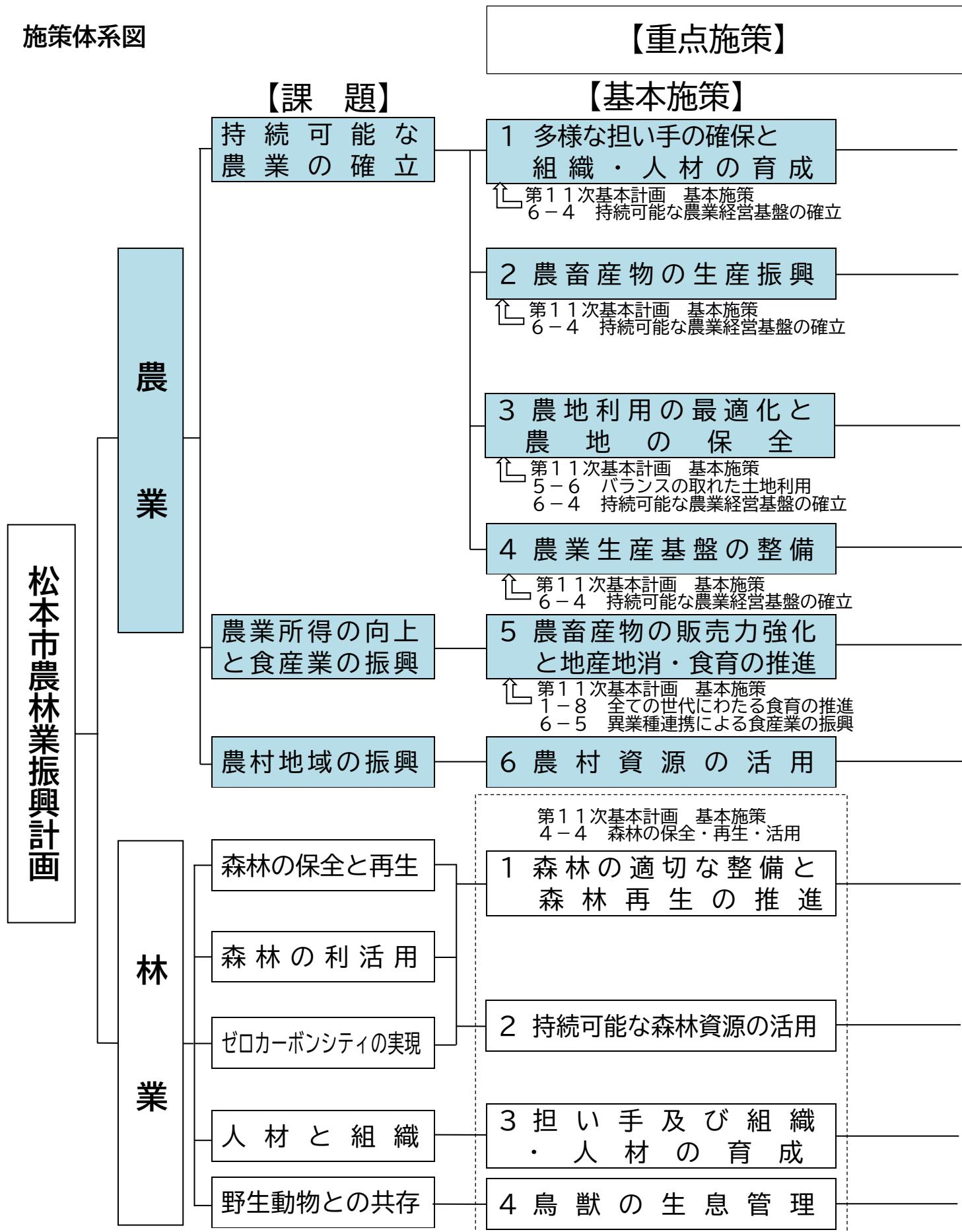
【基本施策】

- 1 農業
 - (1) 多様な担い手の確保と組織・人材の育成
 - (2) 農畜産物の生産振興
 - (3) 農地利用の最適化と農地の保全
 - (4) 農業生産基盤の整備
 - (5) 農畜産物の販売力の強化と地産地消・食育の推進
 - (6) 農村資源の活用
- 2 林業
 - (1) 森林の適正な整備と森林再生の推進
 - (2) 持続可能な森林資源の活用
 - (3) 担い手及び組織・人材の育成
 - (4) 鳥獣の生息管理

2 重点施策と個別施策

基本施策に共通する施策として、「ゼロカーボン」及び「DX・デジタル化（スマート農林業の推進）」を重点施策として位置付け、基本施策に基づく具体的な個別施策を展開し、松本市農林業の振興に取り組みます。

3 施策体系図



ゼロカーボン DX・デジタル化（スマート農林業の推進）

【個別施策：27】

1-1 多様な担い手の確保及び支援	地域農業を支える多様な人材を確保します。
1-2 中心となる農業経営体の支援	地域をリードする経営者を育成します。
2-1 農作物の振興	農作物の生産振興を推進します。
2-2 畜産の振興	畜産経営の高付加価値化等を推進します。
2-3 環境農業の推進	資源循環型農業の再生を図ります。
2-4 鳥獣被害防除	野生鳥獣による農作物被害に対策を講じます。
3-1 農地利用最適化の推進	農地最適化を図り、遊休荒廃化防止に努めます。
3-2 農地パトロール	農地の適正な管理に努めます。
3-3 優良農地の確保	農地転用を制限し、優良農地の保全に努めます。
3-4 農村地域の共同活動	農地の機能や景観を保全する支援を進めます。
4-1 生産基盤施設の整備	農業を支える生産基盤施設の整備を推進します。
4-2 災害に強い生産基盤施設の整備	災害に強い生産基盤施設の整備を推進します。
5-1 農畜産物マーケティングの推進	農畜産物のブランド化、消費拡大を推進します。
5-2 地産地消と食育の推進	地産地消と食育を推進します。
5-3 6次産業化の推進	新たな産業や需要の創出を目指します。
6-1 クラインガルテン・農村体験・農村交流	農村都市交流で農村の活性化を推進します。
6-2 市民農園	市民が農業に親しむ機会を提供します。
1-1 森林の整備	森林の持つ機能の維持・増進を図ります。
1-2 森林の再生	樹種転換や更新伐による森林再生を推進します。
1-3 林道・作業道の整備	林道・作業道の整備を計画的に推進します。
1-4 森林経営管理制度と森林環境譲与税	森林経営管理制度による森林整備を推進します。
2-1 地域材の活用	松本産材の活用を推進します。
2-2 再生可能エネルギーの導入促進	木質バイオマスの活用を推進します。
2-3 里山の活用	市民や企業等の参加による里山づくりを推進します。
3-1 林業関連団体との連携・支援(ネットワークの構築)	林業関連団体との連携を図ります。
3-2 森林・林業の専門職の配置	専門的な技術者の配置を図ります。
4-1 個体数調整	鳥獣被害の削減に努めます。

第4章 施策の展開

第1節 農業

1 多様な担い手の確保と組織・人材の育成

農林業の原動力は、人材と組織の力です。高齢化や地域特性などを踏まえ、多様な人材が意欲的に農林業の営みにかかわり、効率の良い組織と、地域農業の振興を目指した人材の育成を図る施策を展開します。

1－1 多様な担い手の確保及び支援

地域農業・農村の発展を継続的に支えるため、多様な人材を確保します。

【現状と課題】

- (1) 耕作者の高齢化が進み、後継者のいない農家が離農しています。
- (2) 若手の育成には経営意欲を増進できるような支援が求められています。
- (3) 農家の補完労働力確保のための支援や農福連携支援を行っています。営農過程で生じる一時的な労働力不足を補完するため、事業を継続していく必要があります。
- (4) 農村環境の維持のためには、多様な人材の参入を受け入れる必要があります。
- (5) 多様な人材の参入を受け入れるためには、就農環境だけでなく、住まいなどの生活環境を整える必要があります。
- (6) 農業におけるワークライフバランスの実現には家族経営協定※が有効ですが、重要性や必要性が伝わっておらず、家族経営協定※を締結する農家は一部にとどまっています。

ポイント

- (1) 将来の担い手を育成・確保するための新規就農者への支援
- (2) 多様な担い手の確保による農家の労働力の確保
- (3) 農業後継者育成支援
- (4) 家族一人ひとりが主体的に経営に参画でき、意欲と能力を存分に發揮できる環境の整備

【施策の方向】

- (1) 新規就農者の確保と育成
- (2) 多様な担い手農家や補完労働力人材確保の推進
- (3) 家族経営協定※の締結を推進し、親元就農者への支援を行う

【施策】

- (1) 新規就農者育成対策事業の推進による農業研修生の確保
　　・ 営農準備資金の交付、家賃補助、農地、農業機械等の支援
- (2) 就農相談会への出展、農業ツアーの実施
- (3) 農業との関わり方を提案した多様な担い手の確保
- (4) 担い手の住生活環境の確保
- (5) 家族経営協定※のPR及び締結支援

【期待される効果】

- (1) 将来の農業の担い手となる人材の確保
- (2) 農業後継者不足の解消
- (3) 高齢者や障がい者等の働く場の確保
- (4) 家族農業経営の環境改善

【指標・目標値】

指 標	現 状 値 (R2)	目 標 値 (R8)
新規就農者育成対策事業研修終了後の ・ 営農継続者数	37人	53人
家族経営協定※の締結数	234人	270人

【目標に向けた主な取組み】

- (1) 就農者育成対策事業
- (2) 新規就農者育成事業
- (3) 農業労働力補完支援事業
- (4) 未来を担う農業経営者支援事業
- (5) 家族経営協定※の締結推進

1－2 中心となる農業経営体※の支援

地域をリードする、優れた経営感覚を持った経営者を育成します。

【現状と課題】

- (1) 市内19地区で将来方針を作成、地域農業を担う中心となる農業経営体※を位置付けました。今後も、地域農業を持続的なものとするため、農業経営体※を支援し、将来方針の実現に向けた活動を継続していく必要があります。
- (2) 集落営農組織※内の高齢化により5年後、10年後の活動計画の策定が出来ない状況です。
- (3) 労働力不足を補い作業時間の短縮を図るには、機械・施設等の整備が必要です。そのため、先端技術を活用したスマート農業※を導入し、データに基づく農業経営を推進していますが、導入には資金面での負担などの問題があり、積極的な導入に至っていません。

ポイント

- (1) 地域農業を担える農業者の育成
- (2) スマート農業※の推進

【施策の方向】

- (1) 地域の中心となる農業経営体※を育成
 - ア 認定農業者※、認定新規就農者の育成、支援
 - イ 農業法人設立及び集落営農組織※の育成・支援
- (2) スマート農業※の推進
- (3) 人・農地プラン※の推進

【施策】

- (1) 認定農業者※、認定新規就農者の育成、支援
 - ア 松本市農業支援センターと連携による、計画作成の指導、助言
 - イ 認定農業者※及び認定新規就農者を対象とする事業の積極的PR
- (2) スマート農業※機械等導入に対する支援
 - 作業管理機器、施設、機械の導入費の補助
- (3) 人・農地プラン※実現に向けた話し合いの継続及び地域の課題解決に向けた進捗状況の確認

【期待される効果】

- (1) 経営改善による所得向上
- (2) スマート農業※導入による省力化、業務の効率化による就業環境の改善

【指標・目標値】

指 標	現 状 値 (R3)	目 標 値 (R8)
農業生産額（販売農家※1人当たり）	559万円	750万円
スマート農業※機械等導入に係る補助件数 (累計)	0件	25件

【目標に向けた主な取組み】

- (1) 農業経営改善計画、青年等就農計画の認定
- (2) 農業次世代人材投資事業（経営開始型）
- (3) 未来を担う農業経営者支援事業
- (4) スマート農業※推進事業
- (5) 強い農業・扱い手づくり総合支援交付金事業
- (6) 人・農地プラン※推進事業

2 農畜産物の生産振興

基幹産業としての農業の生産力及び販売力の向上を目指し、営農技術の向上や施設の維持・増強を進めるとともに、環境に配慮した農業を推進します。

また、防護柵※の設置などにより、野生動物・鳥類による農作物被害を削減します。

2-1 農作物の振興

松本市の農業の根幹である農作物の生産振興を推進します。

【現状と課題】

- (1) 松本市の水田農業は、技術改良と生産者の努力により、高い1等米※比率を誇るとともに、麦・大豆などの品目を組み合わせた効率的な生産が行われています。
- (2) 米の生産数量目標の配分と米の直接支払交付金は、平成29年度(2017年度)で終了しましたが、松本市では、引き続き国・県の方針を踏まえた需要に見合った「米の適正生産」を推進します。
- (3) 園芸作物は、農業者の高い技術力と農業関係団体の先駆的な取組みにより、野菜、果樹、花きなど数多くの品目が生産されています。
- (4) 松本市で栽培されている「信州の伝統野菜※」は、「松本一本ねぎ」の他、中山間地域で栽培されている希少野菜の「保平蕪」「稻核菜」などがありますが、栽培面積、生産量が減少しています。
- (5) 認定農業者※等への水田利用集積を進め、低コスト・省力化による効率的な経営を確立し、需要に即した計画的な生産・流通対策が求められています。
- (6) 産地の維持発展のため、担い手の確保や農業経営を支える取組みを進める必要があります。
- (7) 自然災害や価格低下等の経営努力では避けられない収入減少への備えが必要です。

ポイント

- (1) 水田農業（米、麦、大豆、そば等）
 - ア 国の制度を活用した農家の所得安定化
 - イ 認定農業者※等への土地の集積と生産効率の向上
 - ウ 需要に即した計画的な生産・流通対策
- (2) 園芸作物（野菜、果樹、花き）
的確な需要の把握とオリジナル品種などを通じた競争力の向上
- (3) 農業保険への加入促進
安心して経営に取り組める共済・収入保険への加入
- (4) 特產品（信州の伝統野菜※）
栽培者の高齢化に伴う栽培面積、生産量の減少、認知度の低さ

【施策の方向】

- (1) 国・県の方針を踏まえた米の適正生産と支援措置を活用した戦略作物※（麦、大豆、飼料作物、新規需要米等）、地域振興作物（野菜等）の生産性向上
- (2) 野菜、果樹、花きの産地形成・基盤強化
- (3) 農業保険への加入促進
- (4) 特產品の認知度向上

【施策】

- (1) 水田や戦略作物※、地域振興作物の生産振興
 - ア 米の生産数量目安値を踏まえた適正生産を推進
 - イ 中山間地域等の地域特性を生かした戦略作物※、地域振興作物の振興や技術の普及
 - ウ 地域に根付いた伝統野菜栽培の伝承を推進
- (2) 担い手を中心とした水田農業の経営基盤の確立・強化
 - ア 担い手への水田の利用集積、経営所得安定対策等制度への加入を促進
 - イ 米と麦、大豆、そば等との複合経営と経営の低コスト・省力化の推進
- (3) 戦略的品目を核とした園芸産地の構築
 - ア 長野県オリジナル品種など市場性の高い有望品種の導入
 - イ 加工・業務用に適した品目の導入
 - ウ 国の補助事業を活用した産地の強化
- (4) 持続性の高い安定した生産体制の確立
 - ア I C T※を活用したスマート農業※の普及、推進
 - イ 共済・収入保険の加入促進
- (5) 栽培指導、作付け奨励による特產品の生産振興

【期待される効果】

- (1) 競争力のある効率的な経営を実現
- (2) 認定農業者※などの効率的な経営体を中心とした水田農業の体质強化
- (3) 強い競争力をもつた園芸産地の構築
- (4) 特產品の生産量の維持

【指標・目標値】

指 標	現 状 値 (R3)	目 標 値 (R8)
米の生産数量目安値	17, 215 t	15, 500 t
収入保険加入者数	122 (経営体)	800 (経営体)

【目標に向けた主な取組み】

- (1) 経営所得安定対策等推進事業
- (2) 農畜産物生産出荷安定対策事業
- (3) 強い農業・担い手づくり総合支援
- (4) 産地生産基盤パワーアップ事業
- (5) 果樹共済加入促進対策事業
- (6) 収入保険加入支援事業
- (7) 農畜産物ブランド化推進事業
- (8) スマート農業※を活用した経営改善の促進

2－2 畜産の振興

畜産経営の高付加価値化と松本の畜産を守り育てることを推進します。

【現状と課題】

- (1) 松本市の畜産は、肉用牛、乳用牛、豚、鶏等の飼育がされており、採卵鶏及びブロイラー※は県内でも高いシェアを占めています。
- (2) 飼養農家の高齢化や輸入自由化などから、肉牛の出荷頭数はここ数年で減少し続けるなど畜産経営は厳しい状況が続いていますが、国の事業を活用した施設整備などの経営基盤強化を進めています。
- (3) 設備の老朽化に加え、内陸地という特性の影響による飼料輸送費等の高コスト化から、生産効率の高い経営が出来ない状態です。
- (4) 収益性が高まらず、若い世代にとって魅力のある仕事となっていなかったため、後継者を確保できないまま農家の高齢化が進んでいます。
- (5) 豚熱や高病原性鳥インフルエンザ等の悪性な家畜伝染病が発生する事態に備え、主体的に防疫措置を行う県との連携した対応が求められています。また、府内の関係部局が的確な防疫措置を迅速に講じることにより、畜産業及び市民生活への影響を最小限に抑える必要があります。

ポイント

- (1) 畜産経営の安定化
 - ア 担い手の高齢化対策、経営基盤強化
 - イ 水田を活用した自給飼料の増産
- (2) 消費者が求める畜産物の安定供給
- (3) 家畜伝染病発生時の対応
 - ア 県と連携した防疫措置の実施
 - イ 府内関係部局と連携した被害拡大防止

【施策の方向】

- (1) 畜産業の持続と地域特性を生かした畜産の安定経営

【施策】

- (1) 畜産農家の収益向上支援

- ア 公共牧場等の有効活用
- イ 自給飼料の生産拡大
- ウ 経営規模拡大

- (2) 高付加価値畜産物生産の推進

- ア 評価の高い実績を有する畜産農家の技術を広く普及
- イ 信州牛銘柄向上推進事業による信州牛の銘柄の向上

- (3) 家畜伝染病防疫対策

- ア 家畜伝染病発生時における県と連携した迅速な対応
- イ 松本市家畜伝染病防疫マニュアルに基づく府内体制整備

【期待される効果】

- (1) 畜産業の安定経営と持続

- (2) 松本の畜産物の流通促進

【指標・目標値】

指 標	現 状 値 (R3)	目 標 値 (R8)
畜産農家数	43戸	43戸

【目標に向けた主な取組み】

- (1) 高品質畜産物生産基盤確立支援事業
- (2) 農畜産物生産出荷安定対策事業
- (3) 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業
- (4) 家畜伝染病防疫対策

2－3 環境農業の推進

生態系の機能を活用する資源循環型農業の再生を図ります。

【現状と課題】

- (1) 農業元来の生態系の機能を活用する資源循環型の「環境にやさしい農業」が注目されています。
- (2) 農業の持続的発展と農業の有する多面的機能の健全な発揮を図るため、意欲ある農業者が農業を継続できる環境を整え、農業が本来有する自然環境機能を維持・増進することが必要です。
- (3) 有機農業者や緑肥を作付けするなど環境保全効果の高い営農活動に取り組む農業者団体へ支援を行っていますが、新規取組者が少なく、取組面積も広がらない状況です。
- (4) 「環境にやさしい農業」の手法や効果について、広く知ってもらうためのPRが必要です。

ポイント

- (1) 環境保全能力を活かした農業の促進
 - ア 「環境にやさしい農業」の新規取組者の増加
- (2) 更なる資源循環への取組み
 - ア 農業生産に由来する環境負荷の軽減
 - イ 地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い取組みの推進

【施策の方向】

- (1) 農地が保有する多面的機能を維持・保全
- (2) 環境負荷軽減・資源循環型農業の推進

【施策】

- (1) 環境にやさしい農業の推進
 - ア 化学農薬・化学肥料の使用量低減
 - イ 堆肥等有機物の施用による土づくり
 - ウ 「環境にやさしい農業」の手法、補助制度、認定制度のPR
 - エ 土壤分析に基づく適正な施肥
 - オ 総合的な病害虫防除の実施
 - カ 国の環境保全型農業直接支援対策※の加入を推進
- (2) 資源循環型農業の推進
 - ア 堆肥や食品残さ等の活用
 - イ 自然環境の保全に資する農業の生産方式の検討
 - ウ スマート農業※の活用による持続的生産体制の検討

【期待される効果】

- (1) 環境と調和した農業生産活動の普及
- (2) 農業生産物の有効活用

【指標・目標値】

指 標	現 状 値 (R3)	目 標 値 (R8)
エコファーマー※の数	366人	400人

【目標に向けた主な取組み】

- (1) 環境保全型農業直接支払事業（環境保全型農業直接支援対策※）
- (2) 環境にやさしい農業推進事業及びPR

2-4 鳥獣被害防除

農家経営意欲を減退させる野生動物・鳥類による農作物被害を削減します。

【現状と課題】

- (1) 鳥獣による農林業被害は、中山間地域等を中心に全国的に深刻化しています。
- (2) 中山間地域では、野生動物による農作物被害が発生しています。
- (3) 平坦地では、鳥類による被害が発生し、農家の経営に影響を及ぼしています。
- (4) 松本市では、松本市鳥獣被害防止計画を策定し、銃器・檻、電気柵等の設置による捕獲・防除対策、緩衝帯整備による生息環境管理など、鳥獣被害の削減に向けた総合的な対策をしています。
- (5) 防護柵※の未設置地区では、被害が増加していることから、引き続き防護柵※を設置する必要があり、防除に当たっては、集落ぐるみの取組みが必要です。
- (6) 風雨などにより枯損木などが防護柵※に倒れ、各所で防護柵※の破損が発生しています。
- (7) 担い手の高齢化により、防護柵※の維持管理が困難となってきています

ポイント

- (1) 中山間地域の野生動物による農作物被害防止
- (2) 平坦地の野鳥による農作物被害防止
- (3) 高齢化対策と防護柵※の適切な維持管理をするための担い手の確保

【施策の方向】

- (1) 地域住民との協働による防護柵※の設置・維持管理
- (2) 野生動物を寄せ付けない環境づくり

【施策】

- (1) 野生鳥獣被害防止対策の充実強化
 - ア 防護柵※の設置や維持管理
 - イ スマート農業※活用の検討
 - ウ 野生動物の生態や集落ぐるみで取り組む被害防除についての学習会
- (2) 集落ぐるみの被害防除対策の推進
 - ア 学習会を継続して開催し、防護柵※の設置を推進
 - イ 集落ぐるみの面的な取組みの集落等捕獲隊推進
 - ウ 被害防除未実施地区の解消

【期待される効果】

- (1) 効果的な維持管理と省力化
- (2) 生活環境の保全
- (3) 被害軽減による営農意欲の向上
- (4) 住民協働意識の高揚

【指標・目標値】

指 標	現 状 値 (R3)	目 標 値 (R8)
獣害防護柵※の設置延長	175km	180km
農林業被害額	43,927千円	42,500千円

【目標に向けた主な取組み】

- (1) 農産物生産振興対策事業
- (2) 農林業有害鳥獣対策事業
- (3) 地域住民との協働による防護柵※設置事業
- (4) 生息環境管理（緩衝帯整備）事業

3 農地利用の最適化と農地の保全

農地の多面的機能が発揮され、農業の生産基盤として利活用が図られるよう、農地利用の最適化及び優良農地を保全するための施策を展開します。

3-1 農地利用最適化の推進

担い手農家への集積・集約化と新たな担い手の確保を進め、遊休農地^{*}の発生防止・解消に努めます。

【現状と課題】

- (1) 担い手の高齢化による農業者不足が進んでいる地域があります。
- (2) 各地区で策定した人・農地プラン^{*}に従って農地の集積計画を推進していますが、受け手の営農活動に余裕がないため集積が進んでいません。
- (3) 平坦地を中心に農地の集積が進み、農地が不足している地域がある一方で、耕作条件が悪い中山間地域等では担い手不足により不作付地や耕作放棄地^{*}が増加している地域があります。
- (4) 地域ごとに異なる農地の集積状況の中、新たな担い手の確保と農地の有効利用を促進していく必要があります。
- (5) 農地パトロールを強化し、適正な農地利用を促進していく必要があります。
- (6) 耕作や管理が困難になった農地を次の担い手へ、農地が遊休荒廃化する前に円滑に引き継いでいくことが必要です。

ポイント

- (1) 担い手農家への農地集積・集約化の促進
- (2) 新たな担い手の確保
- (3) 農地の遊休荒廃化未然防止

【施策の方向】

- (1) 認定農業者※の経営規模拡大への支援
- (2) 認定農業者※への農地集積・集約化の推進
- (3) 人・農地プラン※に基づく農地貸借の推進
- (4) 新規参入や親元就農など新たな担い手確保への支援

【施策】

- (1) 土地利用型経営規模拡大奨励金※制度の推進
 - ア 認定農業者※、新規の設定に限定
 - イ 担い手が意欲的に経営規模拡大していくための支援
- (2) 人・農地プラン※（農地中間管理事業※）における機構集積協力金の活用
「経営転換協力金」及び「地域集積協力金」制度
- (3) 遊休農地※対策の推進
 - ア 遊休荒廃農地対策事業補助金（市単独事業）の交付
 - イ 農地パトロールなどの実施による適正な農地利用の促進
 - ウ インターネットを活用した農地情報の提供

【期待される効果】

- (1) 経営耕地※面積の増加
- (2) 経営規模拡大の促進
- (3) 耕作放棄地※の発生防止
- (4) 担い手農家の育成、確保

【指標・目標値】

指 標	現 状 値 (R2)	目 標 値 (R8)
認定農業者※への農地集積面積 (集積率)	2, 618ha (57%)	2, 900ha (63%)
農地法に基づく遊休農地※面積	31. 5ha	26. 5ha

集積率：2020 農林業センサス※販売農家※経営耕地※面積（4, 597ha）における割合

【目標に向けた主な取組み】

- (1) 土地利用型経営規模拡大奨励金※制度
- (2) 農地中間管理事業※
- (3) 機構集積協力金事業
- (4) 人・農地プラン※推進事業
- (5) 松本市遊休荒廃農地対策事業
- (6) 市ホームページ及び全国農地ナビ※への農地の売買、貸借情報の公開

3－2 農地パトロール

農地パトロールを行い、農地の適正な管理と利用を推進します。

【現状と課題】

- (1) 農業委員会では、遊休農地※の発生防止や農地の違反転用防止等、適正な農地利用を確保するため農業委員と農地利用最適化推進委員が、担当区域において経常的に農地パトロールを実施しています。
- (2) 農地パトロールを基礎に、農地法に基づき、年1回、市内の全農地を対象に、農業委員と農地利用最適化推進委員が地区ごとに利用状況調査を実施し、その結果を農地台帳に反映しています。
- (3) 再生利用が可能な遊休農地※は、所有者に利用意向調査を実施し、担い手との貸借を推進する等、遊休農地※の解消に向けた調整活動等を行っています。
- (4) 農地パトロール等で把握した違反転用農地は、所有者への解消指導を計画的に進め、適正な農地利用に努めています。
- (5) 農地パトロールの実施に当たり、推進日を設け、委員への浸透を図っていますが、担当区域で活動を偏りなく進めるために更なる取組みが望まれます。
- (6) 山間部等では、狭小で不整形な農地が多数存在し、農地の確認や現在地の特定さえ困難な場合もあることから、委員による調査精度の向上を図るため、調査環境の整備が急がれます。

ポイント

- (1) 農地パトロールにおける地域差と調査精度
- (2) 遊休農地※対策の基礎となる正確な農地情報の把握

【施策の方向】

- (1) 農地パトロールの体制強化
- (2) 違反転用防止対策の強化

【施策】

- (1) 農地パトロール推進日の継続
- (2) 農業委員会での定期的な活動報告や意見交換
- (3) 委員の調査活動におけるタブレット端末の導入（ＩＣＴ^{*}の活用）
地図（紙媒体）による調査から、農地情報や衛星画像等を取り込んだタブレット端末による調査への転換
- (4) 非農地判断^{*}の推進

【期待される効果】

- (1) 農地パトロールの精度向上及び調査における地域差の改善
- (2) 事務の省力化及び経費の削減
- (3) 遊休農地^{*}等の正確な実態把握に基づく効果的な農業施策の立案
- (4) 非農地判断^{*}による農地台帳の整理と守るべき農地の明確化

【指標・目標値】

指 標	現 状 値 (R3)	目 標 値 (R8)
農地パトロールの実施	農業委員等が経常活動として推進日を設けて実施	経常活動として実施するほか、精度向上に向けてタブレット端末を導入

【目標に向けた主な取組み】

- (1) 農地法の的確な運用
- (2) 調査実施要領に基づく計画的な調査の実施
- (3) 調査者対象の研修会開催

3－3 優良農地の確保

農地の農地以外への利用について適正に管理し、優良農地の保全に努めます。

【現状と課題】

- (1) 農地法により、農地を農地以外のものにすることを規制しています。
- (2) 農業振興地域の整備に関する法律により、農業振興を図ることが必要であると認められる地域を県が定め、その内、農用地として利用すべき土地の区域（農用地区域）を松本市が設定しています。
- (3) 農用地区域内の農地を農地以外の目的で使用したい場合には、農用地区域からの除外（農振除外）をする必要があります、農地の無秩序な開発を制限しています。
- (4) 高齢化や担い手不足による農地の遊休荒廃化が進んでいます。また、農地転用及び農振除外の要望が増加しています。
- (5) 農地の中には、山林原野化が進み、農業生産機能の回復が不可能となった土地があります。
- (6) 農地転用や農振除外の増加・計画の多様化に対して、法に基づく適格な運用による優良農地の維持・保全が必要となります。
- (7) 農地への太陽光発電設置は、法に基づく農業上の利用との適正な調整のほか、景観や環境への影響についての調整を図る必要があります。

ポイント

- (1) 法に基づく適正な優良農地保全
- (2) 社会状況の変化に応じた土地利用

【施策の方向】

- (1) 農地法及び農業振興地域の整備に関する法律の的確な運用による優良農地の維持・保全
- (2) 松本市都市計画マスタープランなどの他の土地利用計画との整合

【施策】

- (1) 農地法と農業振興地域の整備に関する法律の的確な運用の推進
- (2) 松本農業振興地域整備計画※の総合見直しの実施
他計画との整合を図った農業振興地域整備計画の策定

【期待される効果】

- (1) 現況の土地利用に沿った優良農地の確保
- (2) バランスの取れた土地利用の実現

【指標・目標値】

指 標	現 状 値 (R3)	目 標 値 (R8)
農振農用地面積	7, 524ha	7, 334ha
松本農業振興地域整備計画※ の総合見直しの実施	H26～28年度に実施済 R4～6年度に実施予定	見直し完了

【目標に向けた主な取組み】

- (1) 農地法及び農業振興地域の整備に関する法律の的確な運用
- (2) 農業振興地域整備計画管理事業

3－4 農村地域の共同活動

農地の機能や景観を保全し、次世代へ継承していくための支援を進めます。

【現状と課題】

- (1) 農地や農業用水などの機能や景観を保全し、良好な状態で次世代へ継承していくため、農家を始め地域住民全体がその保全活動に取り組むことができる支援を講じています。
- (2) 中山間地域においては、生産条件面等に関する不利な条件を補正するための措置を共同取組により実施し、地域の農業を基幹産業として守るとともに、水源のかん養※、農村景観の形成、ゆとりと安らぎの場の提供などの多面的機能の維持を図っています。
- (3) 農業生産基盤施設の老朽化が進んでいることから、適切な維持管理により、施設の長寿命化を図る必要があります。
- (4) 農業・農村の有する良好な景観の形成や農地の遊休荒廃化の防止には、地域の共同活動による適切な保全管理の維持が必要です。
- (5) 農家の減少や高齢化が進み、これまで同様に地域の共同活動に取り組むことが難しくなることが想定されることから、制度の効果的な活用について、地域と一体となって取り組む必要があります。

ポイント

- (1) 農地や農業生産基盤施設の適切な保全管理
- (2) 農家の減少や高齢化による共同活動の負担増

【施策の方向】

- (1) 農地の環境保全に係る共同活動への指導と支援

【施策】

- (1) 多面的機能支払交付金事業の継続
- (2) 中山間地域等直接支払事業※の継続

【期待される効果】

- (1) 農村資源の保全と景観形成
- (2) 農地の機能維持と保全

【指標・目標値】

指 標	現 状 値 (R2)	目 標 値 (R8)
住民共同活動による保全管理取組面積 (多面的機能支払交付金事業)	4, 012ha	4, 490ha
住民共同活動による保全管理取組面積 (中山間直接支払事業※)	241ha	241ha

【目標に向けた主な取組み】

- (1) 活動団体への支援
- (2) 多面的機能支払交付金事業
- (3) 中山間地域等直接支払事業※

4 農業生産基盤の整備

農地、用排水施設及び農道・ため池等の整備による安定的な生産及び自然災害等の被害防止のための施策を展開します。

4-1 生産基盤施設の整備

安定的な生産や生産性の向上には、農地、用排水施設及び農道などの整備や適切な維持管理が必要です。

【現状と課題】

- (1) 松本市は、周囲の山々を源流とした多くの河川があり、その水は、平野部を中心に水稻やその他農作物栽培のための農業用水として利用されています。
- (2) 農業用排水施設や農道は、農業を支える基盤であり、その施設の維持や機能性の向上は農業生産を支え、農地の高度利用のために必要不可欠です。
- (3) ため池は、農業用水に恵まれない地域の貴重な水利資源です。
- (4) 農業経営を効率的に行なうため、経年劣化の激しい箇所の補修が必要です。
- (5) 農家の高齢化と減少が進む中、施設の管理や管理費が農家の負担になっています。
- (6) 担い手農家へ農地を集積して効率的な利用を図り、農作業の省力化と農作物の生産性を向上させるためには、土地の基盤整備が必要です。
- (7) 現在、新規の土地基盤整備事業は計画されていませんが、集落単位では、土地基盤整備を望む声もあります。
- (8) 土地改良事業によって整備された施設の老朽化と地域の担い手農家の高齢化が、生産意欲低下の原因になっています。
- (9) 農業用施設を活用した小水力発電や太陽光発電事業が行われています。
- (10) 国では、農業用水路を利用した小水力発電や太陽光発電について、導入から設置までを支援していますが、発電の売電価格は下落しています。

ポイント

- (1) 施設の老朽化に伴う、補修箇所の増加
- (2) 農地生産機能の低下に起因する営農意欲減退による耕作放棄地[※]の増加
- (3) 通作条件の改善と安全確保
- (4) 小規模な生産基盤整備
- (5) 農家の負担（施設管理や管理費）の増大
- (6) 再生可能エネルギー[※]導入による維持管理負担の軽減

【施策の方向】

- (1) 改修の必要性調査と改修計画の策定
- (2) 土地改良事業による計画的な施設改修
- (3) 農道の定期的な補修
- (4) 受益者と住民との合意形成
- (5) 小水力発電など農業生産基盤を活用した再生可能エネルギー※の導入促進

【施策】

- (1) 市内各地区18団体（16土地改良区・2組合）に対する意向調査の実施
- (2) 改修計画の策定
受益者と協議し施設改修計画を策定
- (3) 効率的な事業推進
- (4) 効果的な補助の導入

【期待される効果】

- (1) 効率的な営農と生産性の向上
- (2) 自然災害に強い生産基盤の整備
- (3) 生産意欲の向上による持続的・効率的な農業経営と耕作放棄地※の増加防止
- (4) エネルギーの地産地消の推進と維持管理経費の軽減

【指標・目標値】

指 標	現 状 値 (R3)	目 標 値 (R8)
施設改修の調査と計画策定する団体数	18地区	18地区
改修事業を実施する地区数	4地区	5地区
事業を実施する地区数	6地区	7地区

【目標に向けた主な取組み】

- (1) 団体営土地改良事業
- (2) 多面的機能支払交付金事業
- (3) 市単独耕地事業
- (4) 整備計画策定のための各団体への支援
- (5) 土地改良事業による農道・基盤整備

4－2 災害に強い生産基盤施設の整備

災害に強い生産基盤施設の整備と被害拡大を抑えるための各種対策を進めます。

【現状と課題】

- (1) 松本市には、104か所の農業用ため池があり、平成23年度（2011年度）に市内全箇所の農業用ため池の安全性を調査しました。
- (2) 近年、多発している集中的な豪雨の影響で、農地畦畔の崩壊、取水施設への土砂堆積及び用排水路の溢水といった災害が発生しています。
- (3) 全国では、豪雨によって農業用ため池が決壊し、人的・物的被害が発生しているところがあります。
- (4) 災害は、農業生産機能の低下と復旧費用も重なり農家にとっては大きな負担です。農業のみならず市民生活に影響を及ぼさないよう、災害に強い施設整備を進める必要があるほか、災害被害の発生を未然に防止するための対策が必要です。
- (5) 災害に強い生産基盤施設の整備のほか、人的な危機管理体制の強化が必要です。

ポイント

- (1) 急増する豪雨災害への対策
- (2) 災害に強い生産基盤施設の整備
- (3) 災害被害の発生を未然に防止

【施策の方向】

- (1) 計画的な耐震補強工事の実施
- (2) 土地改良事業による計画的な施設改修

【施策】

- (1) 耐震調査の実施
- (2) 改修計画の策定
受益者と協議し施設改修計画を策定
- (3) 効率的な事業の推進
- (4) 防災減災対策事業の推進
- (5) 防災計画等の整備促進

【期待される効果】

- (1) 農業生産基盤の維持
- (2) 地域住民の安全確保

【指標・目標値】

指 標	現 状 値 (R3)	目 標 値 (R8)
ため池改修の実施箇所数	1 か所	10 か所

【目標に向けた主な取組み】

- (1) ため池管理者への支援
- (2) 土地改良事業による施設整備
- (3) 農業水路等長寿命化・防災減災事業
- (4) 被害想定区域の把握

5 農畜産物の販売力強化と地産地消・食育の推進

消費者の期待と信頼が寄せられる産地の確立を目指し、松本産農畜産物の更なる品質向上、消費拡大、高付加価値化を進めるとともに、新鮮で安全な食の確保と地域の活性化、食文化の伝承等の観点から地産地消と食育を推進し、経済の好循環を生み出す農業を育みます。

5-1 農畜産物マーケティングの推進

農畜産物の品質向上と高付加価値化を図り、農畜産物のマーケティングを推進します。

【現状と課題】

- (1) 松本市内の食料品製造業は、ものづくり産業の中で事業所数及び従業者が最も多く、製造品出荷額等は情報通信機械器具製造業に次いで2番目です。
- (2) 農業や食料品製造を含めた食関連産業は、自然環境と相まって、松本市を特長付ける産業となっています。この食関連産業の価値を更に高めるためには、農商工連携を強化して、消費者等のニーズに合ったブランド化や海外輸出など、新たな取組みが必要です。
- (3) 市域の農業産出額^{*}は200億円を超え、多品目にわたり果実、野菜、米穀類、畜産がバランスよく産出されており、すいか、りんごの産出額は全国トップ10に入るなど有数の産地となっています。これを維持し、更に上げるためにには、産地や生産物の認知度向上、販売力強化の取組みが必要です。
- (4) 生産量は少ないものの、市域には地域に古くから根付く伝統野菜、穀類等があり、安曇・奈川地区に多く残っています。これらを守っていくためには、活用して付加価値向上につなげ、地域自体の持続性を高める取組みが必要です。

ポイント

- (1) 食関連産業の価値向上
- (2) 市農業産出額^{*}の維持、向上
- (3) 伝統野菜、穀類等の保存

【施策の方向】

- (1) 農畜産物の販売力の強化、認知度向上
- (2) ブランディングの推進
- (3) 伝統野菜等の保護及び活用
- (4) 異業種連携による活性化

【施策】

- (1) 単価や購入率の向上に繋がる販路拡大・消費拡大の支援
- (2) 産地や生産物等の情報発信による認知度向上
- (3) 地理的表示（G I^{*}）の取得など国の制度を活用したブランド価値向上
- (4) 地域の特徴のある農産物や伝統野菜を守り、美しい農山村の継承と付加価値向上
- (5) 加工・流通業者、販売業者、デザイナー等との異業種連携
- (6) 農商工連携によるインパクトのある商品開発、輸出の拡大及び関連産業の6次産業化の推進

【期待される効果】

- (1) 松本ブランドの確立と認知度向上
- (2) 他産地との差別化による松本産農畜産物の高付加価値化と消費拡大

【指標・目標値】

指 標	現 状 値 (R3)	目 標 値 (R8)
農畜産物販売促進事業による商談成立件数（累計）	0件	6件

【目標に向けた主な取組み】

- (1) 農畜産物販売促進事業

5－2 地産地消と食育の推進

新鮮で安心・安全な食の確保、健康な食生活の実現、地域農業の保全と活性化等を図るため、地場農畜産物の地産地消を推進します。

【現状と課題】

- (1) 地産地消は、地域で生産された農畜産物を地域で消費しようとする取組みで、直売所や加工の取組みなどを通じて6次産業化につながるものです。
- (2) 消費者にとっては、「顔が見える関係」で生産状況なども確かめられ、新鮮で、安全安心な農畜産物を消費できます。また、消費者と生産者の交流が図られ、食育の機会として重要です。
- (3) 松本市では、JAや地域住民が運営する直売所や小売店等の地場農畜産物コーナーが設置され、市民が地場農畜産物を入手する機会が増えています。
- (4) 子どもたちを対象に、農業者、農業団体等が独自のアイデア・方法により実施する地元産の食材等を教材とした食育活動・農業体験学習等が実施されることにより、農業に対する関心や理解が深まっています。
- (5) 学校給食に地場農畜産物を使用し、食に関する指導の「生きた教材」として活用することは地域の自然、文化、産業等に関する理解を深めるとともに、生産者の努力や食に関する感謝の念を育む上で重要です。
- (6) 国は、第4次食育推進基本計画において、学校給食における地場農畜産物を使用する割合を増やすことを目指しています。松本市の学校給食における地場農畜産物等の使用割合は長野県平均と比較し高い水準ですが、更に高める取組みが必要です。

ポイント

- (1) 安全・安心な農畜産物の供給と食育に向けた地産地消の推進
- (2) 若年層の食や農への関心の向上
- (3) 学校給食の地産地消を通じた食育の推進
- (4) 学校給食の地場農畜産物使用率の更なる向上

【施策の方向】

- (1) 生産者、消費者双方にとって魅力を感じる地産地消推進の仕掛けづくり
- (2) 学校給食における地場農畜産物の利用と食育推進

【施策】

- (1) 消費者向け地産地消推進施策
 - ア 地産地消を進めるための情報発信と啓発、体験型事業の実施
 - イ 直売所等を活用した消費喚起策
 - ウ 地場農畜産物の理解を深める研修会等の開催
- (2) 実需者※向け地産地消推進施策
地産地消推進の店※の登録拡大と事業連携
- (3) 学校給食の地場農畜産物使用量の増加
 - ア 学校給食を通じた地産地消の推進
 - イ 農業者、直売所等と給食センターのマッチング
 - ウ 地場農畜産物の作付け、生育状況等の情報共有

【期待される効果】

- (1) 新鮮で安心・安全な地場農畜産物の流通・消費量の拡大、食や農への関心の高まりによる地域農業の活性化
- (2) 生産者の安定的な農業所得の確保と営農意欲の向上
- (3) 地域の農地の保全や地域食文化の継承

【指標・目標値】

指 標	現 状 値 (R3)	目 標 値 (R8)
学校給食に松本地域産農産物を使用する割合	19.3%	21%

対象は学校給食で使用量が多い野菜等15品目

松本地域：松本市、塩尻市、安曇野市、東筑摩郡

【目標に向けた主な取組み】

- (1) 子ども・若者農業体験支援事業
- (2) 地産地消推進の店※登録制度

5－3 6次産業化の推進

農畜産物を新たな産業や需要の創出につなげるため、6次産業化を推進します。

【現状と課題】

- (1) 農業を基幹産業として維持・発展させるために、農業者等が行う6次産業化に向けた取組みを支援しています。
- (2) しかしながら、農業者だけで6次産業化に取り組むことは、資金や労働力の確保等の問題があり条件的に厳しいといった声もあります。
- (3) 他方、松本市の食料品製造業は、製造業の中で事業所数・従業者数が最も多く、製造品出荷額も情報通信機械器具製造業に次いで大きいといった特徴があります。

ポイント

- (1) 松本市の強みを生かす調整機能
- (2) 消費者から強い反響のある商品の開発やブランド化

【施策の方向】

- (1) 松本市にある資源を最大限に生かした異業種連携、コーディネートの強化
- (2) 強い反響が生まれる商品の開発、ブランド化への支援

【施策】

- (1) 商工業等との異業種連携、コーディネートの仕掛けづくり
 - ア 農業者自らが加工、販売等へ主体的に進出するための支援
 - イ (一財)松本ものづくり産業支援センターと連携した異業種連携、コーディネート
 - ウ 異業種交流会等を開催し、新しいアイデアや展開のきっかけづくり
- (2) 農産加工による高付加価値化の推進
 - ア 松本市農畜産物販売促進事業等による各種支援措置
 - イ 強い反響が期待できる事業の採択と評価検証の実施

【期待される効果】

- (1) 地場農畜産物を核とした新たな産業、需要の創出
- (2) 商品開発、ブランド化による高付加価値化と松本産食材のイメージの向上

【指標・目標値】

指 標	現 状 値 (R2)	目 標 値 (R8)
農商工連携による新たな商品開発件数 (累計)	13件	28件

【目標に向けた主な取組み】

- (1) 農畜産物販売促進事業

6 農村資源の活用

農林業の営みによって発揮される農業・農村の多面的機能の効果は、地域のみならず松本市全体に波及しています。

この農村の持つ貴重な恵みを様々な視点から活用する施策の展開を図ります。

6-1 クラインガルテン・農村体験・農村交流

都市と農村の交流により農村の活性化を推進します。

【現状と課題】

- (1) 自然や伝統、文化等の地域特性を生かした松本ならではの滞在型農村体験の取組みを促進し、都市と農村の交流により、農村の活性化の推進を目指しています。
- (2) 都市住民は、農村が持つ豊かな自然、美しい景観、ゆとりややすらぎの居住空間などに魅力を感じており、農作業体験などによる地域間交流や農村へ移住希望者が増加するなど、農村地域への関心が高まっています。
- (3) 松本市では、耕作放棄地※の有効活用策として、長期間滞在できる市民農園（クラインガルテン）を開設し、新しい形態による地元住民と都市住民との交流を図ってきました。
- (4) クラインガルテンは、四賀地区に2か所、131区画、奈川地区に3か所、60区画の施設があり、毎年95パーセント（うち、9割が県外者）を超える利用率を維持しています。
- (5) クラインガルテンは開設からの経年により、施設の老朽化が進み、定期的な補修や改修が必要となっています。
- (6) 松本市は広大な面積と多様な地域特性を有し、高いポテンシャルはあるものの農村資源を活用しきれていません。

ポイント

- (1) 耕作放棄地※の有効活用
- (2) 施設の老朽化対策
- (3) 潜在的な農村資源の有効活用

【施策の方向】

- (1) クラインガルテンの適切な整備・維持管理と魅力的な運営
- (2) 都市住民の農村地域への関心を活用

【施策】

- (1) クラインガルテンの計画的な整備・改修等の実施
- (2) 地域との協働による農村資源の活用
- (3) 商工業や観光業と連携した農村資源の活用

【期待される効果】

- (1) 耕作放棄地※の活用
- (2) 農村の活性化
- (3) 交流人口の増加
- (4) 移住の促進

【指標・目標値】

指 標	現 状 値 (R3)	目 標 値 (R8)
クラインガルテン 年間延べ利用者数	64, 200人	66, 300人

【目標に向けた主な取組み】

- (1) クラインガルテン関連施設整備・維持管理事業
- (2) 地域協働による都市と農村の交流推進
- (3) 商工業や観光業との連携強化

6－2 市民農園

市民農園の運営により、市民の農業への関心を高めるとともに農地の保全を図ります。

【現状と課題】

- (1) 市民農園は、農作物を栽培することを通じて、農業の大切さ、必要性等を知ってもらうとともに、日々の忙しい生活の中で、余暇の過ごし方の一部として利用されています。
- (2) 市内に25か所の市民農園がありますが、常に空き区画がない状況です。
- (3) インターネット等の普及により栽培方法など手軽に取得できるようになったことから、自分自身で栽培を工夫する人が増え、農地を手軽に利用することができる市民農園の需要が年々増加しています。
- (4) 住宅地にある市民農園は、周辺の住環境を考慮した適切な管理が必要です。

ポイント

- (1) 市民農園の適正な管理
- (2) 利用しやすい区画の整備
- (3) 農園の定期巡回

【施策の方向】

- (1) 市民農園の活用と適正な管理運営
- (2) 農業に対する理解と健康増進

【施策】

- (1) 親しまれる市民農園の運営と維持管理

【期待される効果】

- (1) 農地の適正利用
- (2) 補完的農業従事者の育成・確保
- (3) 農業に対する理解と生きがい増進

【指標・目標値】

指 標	現 状 値 (R3)	目 標 値 (R8)
市民農園数	25農園	25農園

【目標に向けた主な取組み】

- (1) 健康生きがい市民農園事業
- (2) 市民に親しまれる農園運営と利用促進

第2節 林業

1 森林の適切な整備と森林再生の推進

松本市総面積の80パーセントを占める森林は、松本市全体に多種多様な恩恵を与えてくれる、かけがえのない市民共通の財産です。

「伐って」、「使って」、「植えて」、「育てる」の適正な森林の循環（資源の循環利用）を確立するため、林業振興と森林整備を進めます。

令和3年（2021年）4月に変更策定した松本市森林整備計画に基づき、森林の持つ多面的かつ公益的機能が持続できるように施策の展開を図ります。

1－1 森林の整備

適切な森林整備を計画的に実施することにより、多面的機能の維持・増進を図ります。

【現状と課題】

- (1) 輸入材による木材価格の低迷により森林所有者の施業意欲が低下しています。
- (2) 不在地主※の増加により、森林の集約化や面的な整備が遅れています。
- (3) 戦後、造林された人工林※が、資源として利用可能な時期を迎えていました。
- (4) 松本市内のカラマツ林の多くが、伐期を迎えていることから、森林の循環を踏まえ計画的な主伐※を主とした再造林の促進が必要です。
- (5) 水源のかん養※、土砂災害の防止、二酸化炭素の吸収など、森林が持つ公益的機能の維持・活用が求められています。
- (6) 災害に強い森林づくりを目指すため、森林法及び地すべり等防止法により、長野県が主体として実施する保安林※の指定、治山施設の設置や森林整備等の治山事業に、松本市では、現地踏査、地元要望等の調整を行い、県への協力を続けています。
- (7) 森林整備を図るため、林業事業体※の強化が必要です。

ポイント

- (1) 森林資源の保全、整備、活用
- (2) 主伐※・更新の取組み
- (3) 地元調整及び県との連携
- (4) 県と連携した保安林※指定、治山事業の推進

【施策の方向】

- (1) 森林整備の促進
- (2) 市有林の適正管理
- (3) 主伐※及び間伐※材の利用促進
- (4) 主伐※・再造林の推進
- (5) 森林の資源構成の平準化
- (6) 地域要望の取りまとめ

【施策】

- (1) 森林整備の促進
 - ア 県補助を受けた私有林、財産区森林整備事業における嵩上げ補助
 - イ 市有林整備事業の実施
 - ウ 県と連携した治山事業
- (2) 搬出間伐※の推進
 - ア 国の森林・林業再生プランによる間伐※材利用の推進
 - イ 間伐※材の有効活用のための情報収集
 - ウ 高性能林業機械の導入支援
 - エ I C T※の普及など一貫作業システム導入事業の推進による低コスト化の実現

【期待される効果】

- (1) 森林の保全と再生
- (2) 松本産材の利用促進
- (3) 森林による二酸化炭素吸収量の維持
- (4) 土砂災害発生の防止

【指標・目標値】

指 標	現 状 値 (R2)	目 標 値 (R8)
間伐※実施面積	55ha/年	85ha/年

【目標に向けた主な取組み】

- (1) 信州の森林づくり事業の促進
- (2) 森林整備事業（市有林造成事業、嵩上補助）の推進
- (3) 治山事業について県への要望

1－2 森林の再生

松枯れ被害（松くい虫被害※）の拡大を遅らせ、松枯れの被害状況に応じて、伐倒処理、更新伐（アカマツから広葉樹への樹種転換）等の森林再生を推進します。

【現状と課題】

- (1) 広大な森林域においては、松枯れ対策を実施しても被害抑止は困難です。
- (2) 松枯れ被害（松くい虫被害※）の状況に応じて、材としての活用や、チップ等での利用を推進し、伐採後の広葉樹林への遷移を速やかに誘導することが必要です。
- (3) 樹種転換や更新伐等による森林再生は、森林所有者の不明等により、地域の合意形成を図ることが課題となっています。
- (4) 森林の再生を促進するには、不採算箇所等への林道・作業道整備が必要です。
- (5) ライフライン（生活道路等）への障害等、危険な枯損木の処理は、最優先で実施する必要があります。
- (6) 立木がなくなれば、斜面崩壊を防止する機能や、降雨を一時的に吸収する機能は低下し、災害発生が懸念されます。

ポイント

- (1) 松枯れの状況に応じた対策
- (2) 樹種転換や更新伐等による森林再生の促進
- (3) 事故や災害発生の未然防止対策

【施策の方向】

- (1) 被害先端地に絞った伐倒駆除
- (2) ライフライン（生活道路等）の安全確保対策
- (3) 樹種転換、更新伐等の促進
- (4) 災害を未然に防ぐための防災林の整備

【施策】

- (1) 伐倒駆除（枯損木の薬剤くん蒸）の実施
- (2) ライフライン（生活道路等）の安全確保のための枯損木処理
- (3) 所有者や地域の合意形成と樹種転換や更新伐等による森林再生の推進
- (4) 面的な枯損木の伐採集積
- (5) 個人の松等を守るための支援

【期待される効果】

- (1) 健全な森林の再生
- (2) 市民生活の安全確保

【指標・目標値】

指 標	現 状 値 (R3)	目 標 値 (R8)
里山再生(樹種転換等)面積	10.7ha/年	15.0ha/年

【目標に向けた主な取組み】

- (1) 松枯れ被害（松くい虫被害※）拡大を遅らせるための伐倒駆除
- (2) ライフライン（生活道路等）の安全確保のための枯損木処理
- (3) 樹種転換や更新伐等の里山再生事業
- (4) 防災林整備事業
- (5) 個人の庭木や地域の松等を守るための樹幹注入剤購入及び伐採に対する補助

1－3 林道・作業道の整備

森林整備の基盤施設である林道・作業道の整備を計画的に推進します。

【現状と課題】

- (1) 森林作業道は、林業機械（2t積程度の小型トラック等）の走行を想定し、間伐※作業を始めとする森林整備、木材の集材・搬出のため整備をしています。
- (2) 路網が整備された後の適正な維持管理が必要となります。
- (3) 生活道路や観光道路としても利用される林道の整備が必要とされています。
- (4) 林道の経年劣化により、舗装のひび割れや落石、土砂崩落が多く発生しているため、舗装・法面の改良が必要とされています。
- (5) 冬期間の通行を確保している路線もあり、舗装の痛みが非常に激しく、補修及び整備が必要とされています。

ポイント

- (1) 林道・作業道整備の推進
- (2) 林道・作業道の適切な維持管理

【施策の方向】

- (1) 松本市森林整備計画に基づく整備

【施策】

- (1) 林道の適正な維持管理

- ア 林道の適正な改良及び維持管理
- イ 低コストな林業を目指すための整備
- ウ 生活、観光林道の更なる有効活用を図るための改修

- (2) 作業道の適正な維持管理

- ア 地形、地質等の地域特性に適合した作業システム構築と普及推進
- イ 高性能林業機械の導入と効率的な作業システム普及
- ウ 作業道が作設された後の適正な維持管理

【期待される効果】

- (1) 効率的な森林施業
- (2) 低コスト林業
- (3) 生産性の向上
- (4) 安全かつ経済的で継続性のある森林整備

【指標・目標値】

指 標	現 状 値 (R2)	目 標 値 (R8)
林道延長（累計）	287, 468m	288, 402m
森林作業道延長（累計）	70, 400m	80, 000m

【目標に向けた主な取組み】

- (1) 補助林道整備事業
- (2) 県単林道整備事業
- (3) 林道の開設及び改良の推進
- (4) 森林造成事業

1－4 森林経営管理制度と森林環境譲与税

森林環境譲与税を活用して、森林経営管理制度に基づいた森林整備を推進します。

【現状と課題】

- (1) 森林の経営や管理の確保を図る森林経営管理制度が平成31年4月から施行され、市町村が主体となって、林業経営の効率化と森林管理の適正化を促進することとなりました。
- (2) 森林整備とその促進に関する施策の財源とすることを目的とし、国から都道府県及び市町村に対して、令和元年度から森林環境譲与税が交付されています。
- (3) 森林環境譲与税は、森林経営管理制度への財源に優先して充当することとされていますが、多様な使途も考えられることから、市独自事業による活用も必要とされています。
- (4) 所有者が不明確な森林や手入れ不足の森林が多く存在します。
- (5) 境界が不明確な森林が多く存在します。

ポイント

- (1) 地域に多く存在する手入れ不足の人工林^{*}の整備
- (2) 地域に不在の森林所有者の確認
- (3) 所有者不明の森林の探索
- (4) 明確化されていない森林境界の確認

【施策の方向】

- (1) 森林経営管理制度の推進
- (2) 森林環境譲与税の適正な運用

【施策】

- (1) 森林経営管理制度に基づく森林整備
 - ア 森林の適切な経営や管理を目的とした、森林所有者への意向調査の実施
 - イ 林業経営に適した森林を意欲と能力のある林業事業体※への再委託
 - ウ 林業経営に適さない森林の市による管理
 - エ 所有者不明森林の調査
- (2) 森林環境譲与税活用事業
 - ア 松本産材を利用した木材製品の普及活動
 - イ 各種森林整備・木材利用推進事業への支援
 - ウ 市民に向けた木育活動

【期待される効果】

- (1) 森林の適切な経営や管理
- (2) 森林整備の委託・発注による林業事業体※の活性化
- (3) 森林所有者情報の把握
- (4) 市民の森林・林業への関心の高まり
- (5) 松本産材の地産地消による産業の発展

【指標・目標値】

指 標	現 状 値 (R2)	目 標 値 (R8)
意向調査実施地域数（累計）	1 地域	6 地域
森林経営管理制度に基づく 森林整備箇所数（累計）	0 か所	6 か所

(市内を14地域に分け、令和15年までに松本市全域で意向調査を実施する予定)

【目標に向けた主な取組み】

- (1) 森林所有者への意向調査の実施
- (2) 森林所有者との経営管理権の締結
- (3) 経営管理集積化計画の策定
- (4) 林業経営に適した森林を意欲と能力のある林業事業体※への再委託
- (5) 経営管理に適さない森林の市による管理
- (6) 林地台帳システムや森林整備プランニングマップの整備

2 持続可能な森林資源の活用

森林の多面的機能を持続的に発揮させ、循環型資源である木材活用を促進し、ゼロカーボンシティ実現を目指します。

また、より多くの人が森林・林業・木材産業や木材活用に関わる場を創出し、森林を身近に感じることで、里山の活用と再生を図っていきます。

2-1 地域材の活用

伐期を迎えた松本産カラマツを始めとする地域材の活用を推進し、地域林業の活性化を図るため、松本産材としての地産地消の仕組みづくりを構築します。

【現状と課題】

- (1) 松本市内の人工林※の多くは伐期を迎えていますが、一方で若齢林が少なく、資源の平準化が必要とされています。
- (2) 松本産としての知名度アップが課題です。
- (3) 新たに伐採から販売までのルートを構築する必要があります。
- (4) 令和3年10月1日からの木材利用に関する法改正に伴い、対象が公共建築物から民間を含む建築物一般に拡大し、木材利用の一層の活用が求められています。

ポイント

- (1) 伐期を迎えた地域材の活用の推進
- (2) 松本産材としての販路開拓
- (3) 松本産材としての地産地消
- (4) 公共建築物や民間建築物への木材利用の促進

【施策の方向】

- (1) 伐期を迎えた松本産材の活用方法の検討
- (2) 松本産材のPRと活用推進
- (3) 国・地方公共団体と協定を締結した事業者等への必要な支援
- (4) 民間施設への地域材利用拡大に向けた支援の検討

【施策】

- (1) 公共施設への地域材の活用
 - ア 庁内連絡会議の開催による計画と実績の検証及び木質化の周知
 - イ 公共建築物、民間建築物への地域材活用による需要の増加
- (2) 松本産材のPRと活用の推進
 - ア 松本産材の建築資材への利用促進を図るための販路の構築
 - イ 建築資材への地域材利用の促進周知
- (3) 松本産材の多角的・持続的な活用の推進
 - ア 製材所、工務店、設計事務所等との連携
 - イ 安定供給に向けた、市有林での整備による再生の検証
- (4) 民間施設への地域材の活用
 - ア 個人住宅等における新築又はリフォーム時の信州産カラマツ材利用に対する補助
 - イ 民間建築物への木材利用の拡大に向けた周知
 - ウ 木材利用拡大に向けた国・県などの支援策が明らかになった段階で、民間への国・県支援策に対する拡充支援や市単独での支援を検討

【期待される効果】

- (1) 伐期を迎えた地域材の需要増加
- (2) 公共施設含む民間施設への木材利用の増加
- (3) 松本産材の知名度アップと需要拡大

【指標・目標値】

指 標	現 状 値	目 標 値 (R8)
地域材を利用した公共建築物・公共土木工事等の事業数（累計）	8 施設 (R2)	10 施設
市有林の主伐 [*] 面積	0.0 ha/年 (R2)	2.0 ha/年
カラマツ材住宅補助金によるカラマツ使用量 (H30～R2 平均)	30 m ³ /年	42 m ³ /年

【目標に向けた主な取組み】

- (1) 森林の循環利用を高める事業の推進
- (2) 松本市の公共建築物・公共土木工事、民間建築物における地域材利用の推進
- (3) 松本市が実施するカラマツ主伐^{*}事業による健全な森林整備循環の実証検証
- (4) カラマツ材販路拡大事業の推進
- (5) 木材利用拡大に向けた支援策の検討

2－2 再生可能エネルギー※の導入促進

脱炭素社会の実現のため、松枯れ被害（松くい虫被害※）材や林地残材等の未利用材を有効活用し、化石燃料から再生可能エネルギー※（木質バイオマス）への代替えを図り、ゼロカーボンシティを目指します。

【現状と課題】

- (1) 令和2年12月に、2050年ゼロカーボンシティを目指すことを表明しています。また、第11次基本計画において、重点戦略の一つに「ゼロカーボン」が位置付けられ、あらゆる分野においてゼロカーボン実現に向けた取組みを強化することとしています。
- (2) 化石燃料の使用を減らす手法の一つとして、木質バイオマスの活用を促進することが期待されています。
- (3) 木質バイオマスは、地域にある身近なエネルギー資源であり、災害時においても地域完結型での活用を図ることができます。また、石油価格の変動等に左右されないため、経営の安定化等に寄与するほか、域外に流出していた燃料に係る費用を地域で賄うことでの、地域経済好循環を創出することができます。
- (4) 松枯れ被害（松くい虫被害※）木は、伐倒駆除され山に残置されていますが、チップとしての有効活用が期待されています。
- (5) 松枯れ被害（松くい虫被害※）等を活用した木質チップの供給会社が設立されました
が、持続可能な供給体制を維持するためには、当該チップの需要の拡大が不可欠です。
- (6) 木質バイオマスボイラー等の導入の促進を図るための取組みが必要です。

ポイント

- (1) 再生可能エネルギー※の地産地消
- (2) 松枯れ被害（松くい虫被害※）木の有効活用

【施策の方向】

- (1) 木質バイオマスの安定供給
- (2) 木質バイオマスの需要拡大

【施策】

- (1) 木質バイオマスの供給体制の充実
 - ア 松枯れ被害（松くい虫被害※）材や林地残材※の効率的かつ経済的な搬出・チップ化
 - イ チップ化設備のバックアップ体制の構築
 - ウ 多様な薪生産体制の構築支援
- (2) 木質バイオマスの需要創出
 - ア 薪ストーブ、ペレットストーブの適正な導入促進
 - イ 官民施設へのチップボイラ、薪ボイラの導入促進
 - ウ 木質バイオマス熱電併給に関する研究推進

【期待される効果】

- (1) 温室効果ガス排出量の削減
- (2) 林地残材等の有効活用による林内の整備促進（景観の向上）と価値の創出
- (3) 農山村環境と調和のとれた循環型社会の構築

【指標・目標値】

指 標	現 状 値	目 標 値 (R8)
市域への木質バイオマスボイラの導入（累計）	1台	2台
ストーブ関係補助金の交付台数 (H29～R2 平均)	34台/年	41台/年

【目標に向けた主な取組み】

- (1) チップ化設備のバックアップ体制の構築
- (2) コミュニティ主導の薪生産事業の事業化支援
- (3) ペレットストーブ、薪ストーブの購入補助
- (4) 公共施設への木質バイオマスボイラ導入

2－3 里山の活用

市民にとって、森林を身近なものとして結び付けるため、市民や企業等の参加による里山づくりを推進します。

【現状と課題】

- (1) 高度経済成長期以降の燃料革命や生活様式の変化とともに、里山の資源は次第に活用や管理がされず、里山が荒廃してきています。
- (2) 里山のほとんどは私有林であり、所有者の高齢化や市外への転居などで不在地主※も多く、地元住民だけで維持管理を続けることは困難になっています。
- (3) 里山づくりには、山林所有者ではない市民と、市民の日常の暮らしに直結していない里山とを結び付けていく必要があります。
- (4) 里山が備えている資源を生かし、環境教育や健康維持・増進の場として、里山活用が市民から期待されています。

ポイント

- (1) 里山の整備
- (2) 市民が里山へ関心を高めるための取組み
- (3) 森林・林業グループと連携した林業体験学習等の実施支援

【施策の方向】

- (1) 地元住民だけではなく、市民が一体となった里山の整備と維持管理
- (2) 市民が気軽に里山に入り、自然の恩恵が感じられる場の創出

【施策】

- (1) 森林（もり）の里親促進事業の推進
 - ア 地域と企業を結び付けるための支援
 - イ 地域と企業が共同で行う里山づくり
- (2) 環境教育や健康維持・増進の場の創出
 - 環境教育（松枯れ対策）の実施

【期待される効果】

- (1) 里山環境の保全
- (2) 市民が憩える場所の創出

【指標・目標値】

指 標	現 状 値 (R3)	目 標 値 (R8)
里山整備実施団体数（累計）	7団体	8団体

【目標に向けた主な取組み】

- (1) 市民の森整備事業
- (2) 林業施設での自然の恩恵が感じられる場の創出
- (3) 私有林の森林造成事業への市嵩上補助事業

3 担い手及び組織・人材の育成

森林の持つ多面的かつ公益的機能を持続的に維持するためには、伐採や造林の現場を支える林業従事者の確保は重要です。特に林業の将来を担う若手の育成のため、林業関連団体との連携を図り、情報の提供、発信、支援が必要です。

また、森林・林業に関する専門的かつ高度な知識及び技術を有する者を配置し、森林資源の正しい把握と計画的な森林整備及び木材生産の施策の推進を図ります。

3－1 林業関連団体との連携・支援（ネットワークの構築）

森林の持つ多面的かつ公益的機能を持続的に維持することが必要であり、林業全体で取り組むために、林業関連団体間での連携を図ります。

【現状と課題】

- (1) 輸入による木材価格の低迷により、森林施業意欲の低下及び林業の衰退のため人材の確保が課題となっています。
- (2) 林業の振興を図るため、地域での木材の地産地消の仕組みづくりが必要です。
- (3) 林業従事者の確保のため、林業に関心を持つための施策が必要です。

ポイント

- (1) 森林資源の把握による持続的な森林整備
- (2) 木材の地産地消のための関連団体との連携
- (3) 林業の魅力発信

【施策の方向】

- (1) 林業従事者確保のための持続的な森林整備
- (2) 林業体験、里山体験学習を活用した林業の魅力発信
- (3) 林業関連団体間でのネットワークの構築

【施策】

- (1) 林業従事者の育成・確保
 - ア 林業事業体※における雇用の安定を図るための持続的な森林整備
 - イ 技術向上のための補助金制度導入の検討
- (2) 林業事業体※へのスマート林業※の推進
 - 林業事業体※の収益性と作業の安全性の向上を図るため、ICT※の普及や森林整備を低コスト化する一貫作業システム（高性能機械）導入の支援
- (3) 林業関連団体との連携・魅力発信
 - ア 林業関連団体間でのネットワークを構築し、情報共有、課題の解決に向けた取組みの実施
 - イ 市民への森林への興味、理解を深めるための木育の実施

【期待される効果】

- (1) 持続的な森林整備による従事者の確保
- (2) スマート林業※の普及により安全性の向上や森林整備の低コスト化
- (3) 地産地消の普及と林業全体の活性化

【指標・目標値】

指 標	現 状 値 (R3)	目 標 値 (R8)
林業関連団体間のネットワーク加盟数 (累計)	0団体	8団体

【目標に向けた主な取組み】

- (1) 信州の森林づくり事業
- (2) 高性能林業機械導入推進事業
- (3) 林業関連団体間でのネットワークを構築・魅力発信

3－2 森林・林業の専門職の配置

長期的・広域的な視点に立って地域の森林づくりの全体像を示すとともに、技術的支援を的確に指導できる森林総合監理士※（フォレスター）相当の技術者を配置します。

【現状と課題】

- (1) 森林資源の正しい把握と計画的な森林整備及び木材生産が課題です。
- (2) 職員に森林・林業政策に精通する専門的な技術者の配置が必要です。
- (3) 長年の経験を有し、森林の持つ多面的かつ公益的機能を持続的に維持する森林政策を実現するため、外部からの専門的な意見を取り入れていくことが必要です。

ポイント

- (1) 長期的、公益的な視点に立った森林・林業政策の遂行
- (2) 森林総合監理士※（フォレスター）相当の技術者的人材確保
- (3) 現場の抱える課題の把握

【施策の方向】

- (1) 長期的・広域的な視点による地域の森林づくりの全体像の構築
- (2) 森林総合監理士※、森林施業プランナー相当の技術者的人材確保
- (3) 林業・木材産業の成長産業化
- (4) 外部からの専門的な意見の活用

【施策】

- (1) 森林総合監理士※（フォレスター）相当の市職員の配置
長期的、公益的な視点に立った森林政策を実現するため、森林総合監理士※（フォレスター）相当の市職員の配置
- (2) 専門的な意見の活用
外部からの専門的な意見を取り入れるための場の創出

【期待される効果】

- (1) 長期的、公益的な森林政策の実現
- (2) 外部からの専門的な意見聴取による具体的かつ継続的な施策の実現

【指標・目標値】

指 標	現 状 値 (R3)	目 標 値 (R8)
森林総合監理士※（フォレスター） 相当の市職員の配置（累計）	0人	1人

【目標に向けた主な取組み】

- (1) 長野県や（一財）長野県林業労働財団との連携
- (2) 林業関連団体との連携

4 鳥獣の生息管理

有害鳥獣による被害対策として、個体数調整による適正な野生鳥獣管理に努め、野生鳥獣と人間との共存を図ります。

また、農林作物への被害対策としては、猟友会や地域捕獲隊との連携、支援を行い、地域ごとの有害鳥獣対策の充実を図ります。

4-1 個体数調整

松本市鳥獣被害防止計画に基づく総合的な対策により、鳥獣被害の削減に努めます。

【現状と課題】

- (1) 鳥獣による農林業被害は、中山間地域等を中心に深刻化しています。
- (2) 松本市では、松本市鳥獣被害防止計画を策定し、銃器・檻による捕獲対策、電気柵等の設置による防除対策、緩衝帯整備による生息環境管理など、鳥獣被害の削減に向けた総合的な対策を講じています。
- (3) 猟友会員の高齢化が進み、60歳以上の会員が全体の約7割を占めており、新規会員の確保が課題となっています。
- (4) 山林に近接する集落等では、クマの出没が多発し、安心して外出できないなど市民生活に影響を及ぼしています。
- (5) 捕獲した個体が地域の有用な資源として十分に活用されていません。

ポイント

- (1) 鳥獣による農林業被害防止
- (2) 猟友会員や地域捕獲隊員の人材確保
- (3) 猟友会や地域捕獲隊への支援
- (4) 警察、猟友会員と連携した安全対策
- (5) 捕獲した野生鳥獣のジビエ（食材）としての活用

【施策の方向】

- (1) 松本市鳥獣被害防止計画に基づいた対策
- (2) 市民生活の安全確保に向けた取組み
- (3) 地域の有用な資源とするための取組み

【施策】

- (1) 捕獲対策
 - ア 猟友会、地域捕獲隊への支援
 - イ 捕獲向上のためのICT※システムの導入の検討・研究
 - ウ 警察、獵友会との連携による安全対策の実施
- (2) 生息管理
 - ア 鳥獣の生息や出没を制御するための計画的な森林整備
 - イ 警察、獵友会等との出没情報の共有
- (3) ジビエの活用
 - ジビエの販路開拓の推進

【期待される効果】

- (1) 農林業被害の軽減
- (2) 獵友会員や捕獲隊会員の作業効率化による新規会員の増加
- (3) 住民の安全確保
- (4) 捕獲した個体の有効活用

【指標・目標値】

指 標	現 状 値 (R2)	目 標 値 (R8)
鳥類の捕獲数	3, 690羽/年	3, 800羽/年
獣類の捕獲数	2, 515頭/年	2, 600頭/年

【目標に向けた主な取組み】

- (1) 獵友会や地域捕獲隊への活動経費補助
- (2) 獵具(わな、檻)の貸与
- (3) 会員の確保に向けた、新規鉄砲所持許可取得、更新に係る経費の補助
- (4) 松本地域野生鳥獣被害対策チームとの連携
- (5) 計画的な森林整備
- (6) 県の事業と連携した信州ジビエの推進

参考資料

1 用語解説

あ

ICT

掲載ページ：25, 35, 55, 69, 73

「Information and Communication Technology」の略称で、情報通信技術と訳され、通信技術を活用したコミュニケーションのことです。情報処理だけではなく、インターネットのような通信技術を利用した産業やサービスなどの総称です。

1等米

掲載ページ：24

農産物検査法 第3条に基づいて実施される米穀検査（含有水分や粉状質粒割合等の検査）で、最も良質な基準数値をクリアした品質の高い米穀のことです。

エコファーマー

掲載ページ：29

持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律に基づき、土づくりと化学肥料・化学農薬の使用の提言を一体的に行う計画を県知事に提出し、認定を受けた農業者のことです。

か

家族経営協定

掲載ページ：20, 21

農業経営に携わる各世帯員が、意欲とやりがいを持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決める協定です。

環境保全型農業直接支援対策

掲載ページ：29

化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減した上で、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者に対し、取組面積に応じて助成する等の対策事業です。

間伐

掲載ページ：9, 10, 55, 58

込みすぎた森林を適正な密度で、健全な森林に導くために、また利用できる大きさに達した立木を徐々に収穫するために行う間引き作業です。

基幹的農業従事者

掲載ページ：4, 5

農業就業人口のうち、普段、主に自営農業に従事している者をいいます。

経営規模拡大奨励金

掲載ページ：33

地域における農業の中核を担っていく効率的・安定的な農業経営体が、農地集積に意欲的に取り組む時、一定期間農用地利用権の設定を受けている認定農業者に対して交付する松本市単独の補助金です。

経営耕地

掲載ページ：7, 8, 9, 33

農家（農業経営体）が自ら所有し耕作している耕地（自作地）と、他から借りて耕作している耕地（借入耕地）の合計のことをいいます。経営耕地＝所有地（田、畠、樹園地）－貸付耕

地—耕作放棄地＋借入耕地。なお、農林業センサスでは、土地台帳の地目や面積に関係なく、実際の地目別の面積としています。

耕作放棄地

掲載ページ：32, 33, 40, 41, 50, 51

以前耕作していた土地で、過去1年以上作物を作付け（栽培）せず、今後数年の間に再び作付け（栽培）する意思のない土地をいいます。

さ

再生可能エネルギー

掲載ページ：7, 15, 16, 40, 41, 64

太陽光、風力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスをエネルギー源として、永続的に利用することができると認められるエネルギーのことです。

G I（地理的表示）

掲載ページ：45

G Iは Geographical Indication の略。

特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成26年（2014年）法律第84号）に基づき平成27年度（2015年度）から地理的表示（G I）保護制度が始まりました。この制度では、生産地と結び付いた特性を有する農林水産物の名称を品質基準とともに登録し、地域の共有財産として保護します。令和3年（2021年）10月7日現在、110品目が登録され、長野県内では、「市田柿」、「すんき」が登録されています。

自給的農家

掲載ページ：4

飯米自給等を主たる目的とする農家のことです。統計上の定義では、経営耕地面積30アール未満かつ農産物販売額50万円未満の農家のことです。

実需者

掲載ページ：47

農産物を購入して、実際に加工又は販売したりするための需要者のことです。松本市地産地消推進会議では、実需者代表としてスーパー・小売店、旅館組合、飲食団体、加工業者等の関係団体が参画しています。

集落営農組織

掲載ページ：22, 23

集落を単位として、生産行程の全部又は一部について共同で取り組む組織をいいます。統計調査上の定義では次のいずれかに該当する取組みを行うものとなっています。

- (1) 集落で農業用機械を共同所有し、集落ぐるみのまとまった営農計画等に基づいて集落営農に参加する農家が共同で利用する。
- (2) 集落で農業用機械を共同所有し、集落営農に参加する農家から基幹作業受託を受けたオペレーター組織等が利用する。
- (3) 集落の農地全体を一つの農場とみなし、集落内の営農を一括して管理・運営する。
- (4) 認定農業者、農地所有適格法人等、地域の意欲ある担い手に農地の集積、農作業の委託等を進めながら、集落ぐるみでのまとまった営農計画等により集落単位での土地利用及び営農を行っている。
- (5) 集落営農に参加する各農家の出役により、共同で農作業を行う。
- (6) 作付地の団地化等、集落内の土地利用調整を行う。

主伐	掲載ページ：54, 55, 63
伐採期に達した樹木を切ることをいいます。	
除伐	掲載ページ：10
森林の間引き作業の一つですが、目的樹種以外の侵入してきた樹種を中心に、形質の悪い目的樹種も含めて間引きを行う作業のことです。	
人工林	掲載ページ：54, 60, 62
人の手によって植栽された、樹木の生殖に人間が関わった樹木の密集地のことです。	
信州の伝統野菜	掲載ページ：24
地域の人たちに育まれてきた味覚や食文化を、より多くの人に提供・発信することで、伝統野菜の継承と地域振興を図るため、平成19年（2007年）から県で始めた登録制度です。	
松本市内産の野菜では、「松本一本ねぎ」、「稻核菜」、「保平蕪」、「松本越瓜（まつもとしろうり）」、「番所きゅうり」及び「切葉松本地大根」が認定をされています。	
森林総合監理士	掲載ページ：70, 71
森林・林業に関する専門的かつ高度な知識及び技術並びに現場経験を有し、長期的・広域的な視点に立って地域の森林づくりの全体像を示すとともに、市町村への技術的支援を的確にできる都道府県職員のことです。	
水源のかん養	掲載ページ：9, 38, 54
土壤が雨水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させることです。	
スマート農業	掲載ページ：9, 15, 16, 22, 23, 25, 29, 31
ロボット技術や情報通信技術等を活用して、省力化・精密化や高品質生産を実現する等を推進している新しい農業のことです。	
スマート林業	掲載ページ：69
地理空間情報や情報通信技術等の先端技術を駆使し、生産性や安全性の飛躍的な向上、需要に応じた高度な木材生産をする林業のことです。	
全国農地ナビ	掲載ページ：33
市町村及び農業委員会が整備している農地台帳及び農地に関する地図について、運営・管理団体である全国農業会議所が、農業委員会等と公表事務に係る委託契約を結んだ上で、農地法に基づき農地情報をインターネット上に公表するサイトです。	
戦略作物	掲載ページ：25
食料自給率向上のため、積極的に生産量を増やす政策によって指定された作物（水田への作付けを重点的に支援している麦・大豆・飼料作物、飼料用米・ホールクロップサイレージ用稻・米粉用米、加工用米）のことです。	

た

地産地消推進の店（制度）	掲載ページ：47
地産地消に係る取組みを市民及び松本に訪れる方々に周知することで、松本地域産品の消費及び需要の拡大を進め、地産地消の推進を図ることを目的に、松本地域産の農畜産物及びその加工	

品を積極的に取り扱う市内の飲食店等を「松本市地産地消推進の店」として登録する制度です。

中山間地域等直接支払事業

掲載ページ：39

中山間地域は、食料生産とともに国土の保全、良好な景観形成などの多面的機能を担っていますが、平地に比べ自然条件や生活条件などが厳しいことから、担い手の減少、耕作放棄地の増加などによりその役割が低下するおそれがあります。中山間地域において、耕作放棄の発生を防止し多面的機能を確保するため、集落組織などへ交付金を交付し、その主体的な活動を支援する事業です。

な

認定農業者（制度）

掲載ページ：4, 9, 16, 23, 24, 25, 33

農業経営基盤強化促進法に基づき、効率的で安定した農業経営を目指す農業者が、自ら作成する農業経営改善計画（5年後の経営目標）を、市町村が基本構想に照らして認定し、その計画達成に向けて様々な支援措置を講じていこうとするものです。

農業経営体

掲載ページ：4, 6, 7, 8, 9, 22, 23

農業生産や農作業受託事業に営み、次のいずれかに該当するものをいいます。

- ①経営耕地面積30アール以上、②一定の規模で作付・栽培・飼養頭羽・出荷羽数がある、
③農作業の受託を実施

農業経営体には、販売農家などの「家族経営体」と農業経営する会社や集落営農などの「組織経営体」があります。

農業産出額

掲載ページ：5, 9, 44

品目別生産量×品目別農家庭先販売価格の総和額です。品目別生産量には、農業に再投入された種子、飼料等を含みません。品目別農家庭先販売価格には、農産物の販売に伴い交付される各種奨励補助金等を加味しています。

農地中間管理事業

掲載ページ：33

地域内の分散した農地利用を整理するため、農地中間管理機構（長野県農業開発公社）が農地を貸したい者（出し手）から借り受け、できるだけまとまった形で農地を利用できるように配慮して担い手（受け手）に貸し付ける事業です。

農林業センサス

掲載ページ：4, 5, 6, 7, 8, 10, 33

国が、農林業・農山村の現状と変化を的確に捉え、きめ細かな農林行政を推進するために、5年ごとに農林業を営んでいる全ての農家、林家や法人を対象に実施している調査です。

は

販売農家

掲載ページ：4, 6, 23, 33

統計上の定義では、経営耕地面積が30アール以上又は農産物販売金額が50万円以上の農家のことです。

人・農地プラン（地域農業マスターPLAN）

掲載ページ：23, 32, 33

地域の農業者の話し合いに基づき、今後の地域農業の在り方や、地域の中心となる農業経営体の将来展望などを明確化したもので、地域の課題や将来方針、農地の受け手である中心経営体の

名簿が記載されているものです。

非農地判断

掲載ページ：35

既に森林の様相を呈する等、農業上の利用の増進を図ることが見込まれない農地があった場合に、農業委員会が農地に該当するか否かの判断を行い、農地に該当しないと判断した場合は農地台帳の整理等を行い、農地として扱わないようする事務のことです。

不在地主

記載ページ：54, 66

所有する土地がある地域に住んでいない地主のことです。農地や山林の管理が行き届かなくなり荒廃化が進行する事例が見受けられています。

ブロイラー

掲載ページ：26

食用に供する目的で飼養し、原則としてふ化後3か月未満で肉用として出荷した鶏のことをいいます（食用種、卵用種を問わず。）。

保安林

掲載ページ：54

水源のかん養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公益目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林のことです。伐採行為等の一定制限がかけられます。水源かん養保安林・土砂流出防備保安林・土砂崩壊防備保安林・飛砂防備保安林などその種類は17種類に及びます。

防護柵

掲載ページ：16, 24, 30, 31

野生獣が、農地や集落へ侵入しないよう設置する柵です。本市では電気柵、金網フェンス及びネットによる物理柵の設置を進めています。

ま

松くい虫被害

掲載ページ：10, 56, 57, 64, 65

「マツクイムシ」という名の虫は存在しません。松くい虫被害の正式名称は「マツ材線虫病」と呼ばれる病気です。マツを枯らす直接の病原体は、体長1ミリにも満たないマツノザイセンチュウという線虫ですが、この病気にかかったマツから健全なマツに媒介する運び屋（媒介昆虫）がマツノマダラカミキリです。これらの共同作業によって松くい虫被害が発生、まん延します。

松本農業振興地域整備計画

掲載ページ：37

農業の振興を図るべき区域を明らかにして、その土地の農業上の有効利用と農業の近代化のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に、農業振興地域の整備に関する法律に基づいて松本市が定めた計画です。松本市国土利用計画、松本市都市マスターplanとともに、松本市の土地利用に関する基本となる計画です。

や

遊休農地

掲載ページ：15, 32, 33, 34, 35

現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地又は農業上の利用の程度がその周辺地域における農地の利用の程度と比べ著しく劣っていると認められる農地をいいます。

ら

林齢（りんれい）

掲載ページ：10

森林の主な樹木の年齢を平均して算出した森林の年齢のことです。

齢級（れいきゅう）

掲載ページ：9, 10

林齢を5年の幅でくくったものです。例えば、1齢級は、1～5年生の森林のことをいいます。

林業事業体

掲載ページ：10, 54, 61, 69

森林所有者からの請負又は立木の購入により、造林、伐採などの林内作業を行う森林組合、素材生産業者等のことです。

第2期

松本市農林業振興計画

豊かなみどりと大地が創る農林業の恵み

令和4年（2022年）4月

発行 松本市

〒390-8620
松本市丸の内3番7号
電話 0263-34-3221（直通）

編集 松本市産業振興部農政課
松本市環境エネルギー部森林環境課

印刷 庁内印刷（再生紙使用）

